

施策編

◆ 『施策編』 の見方

「施策編」では、調布市基本計画に位置付けた施策の現状と課題等について、各施策単位で整理しています。なお、施策に関連するデータ掲載及びその分析については、各施策に位置付けている基本的取組単位で整理しています。

各項目は調布市基本計画の記載内容に沿って整理しています。その見方は以下のとおりです。

【施策名】
□分野別計画の施策名で、31の施策を設定しています。

【基本目標】
□基本構想に掲げた基本目標です。

基本目標 1 共に助け合い、安全・安心に暮らすために

施策 O2 防犯対策の推進

【施策の方向・対象・意図】
□施策の目的（対象と意図）の実現に向け、目指すべき姿や取組の方向を示しています。

目的 <<対象>>市内にいるすべての人
<<意図>>安心して生活できる安全な環境をつくる

施策の方向
○市民一人一人の身近な犯罪に対する防犯意識の向上と防犯行動の促進、地域ボランティアによる防犯活動の促進、市民、地域、警察、行政の協力体制の維持・向上により、市民が安心して生活することができる犯罪のないまちづくりを目指します。

【施策の達成状況】
□基本計画期間における施策の達成状況について、「まちづくり指標」の推移とその他の施策の取組成果を記載しています。

まちづくり指標		基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
治安の面で自分のほんのいる地域が安心して暮らせると感じている市民の割合	78.8% (H26)		79.3%	78.8%	81.0%	80.4%	84.4%	80.0% (H30)
市内刑法犯認知件数（暦年）	2,234 件 (H25)		2,234 件	2,158 件	2,002 件	1,790 件	1,576 件	1,900 件 (H30)

その他

- 地域によるパトロール活動の支援（平成 29 年：76 団体、うち青色防犯パトロール 4 団体）
- 子ども安全・安心パトロール及び夜間安全・安心パトロールの実施
- 自動通話録音機の貸出し事業の実施（平成 30 年 1 月末時点累計約 600 台）
- 小学校の通学路への防犯カメラの設置（平成 29 年度末時点 各校 3 台計 60 台設置） など

【現状と課題】
□施策ごとに、社会の潮流、国や都の動向、調布市の取組及びそれらの情報から導かれる課題など示しています。

■ 現状と課題

- 調布市内刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、万引きや空き巣、自転車盗など身近な犯罪は、未だ多い状況にあり、市民、地域、警察、行政が連携し対策を進めていく必要があります。
- 各種の犯罪発生を未然に防止するため、小学校の通学路への防犯カメラの設置や、自治会や商店街などの団体による防犯カメラの設置について推進しています。今後は、街頭防犯カメラの設置促進に向けた支援体制の検討のほか、市が設置する防犯カメラについて、平成 29 年 12 月に施行した街頭防犯カメラ設置要綱に基づき、具体的な設置場所について、関係機関と連携しながら検討していく必要があります。
- 特殊詐欺被害の防止に向け、調布警察署及び関係機関と連携しながら、市報やホームページ、調布市防災・安全情報メール、ツイッター、啓発用 DVD など各種媒体を活用した広報啓発活動や自動通話録音機の貸出を継続するなど、被害防止対策に取り組んでいます。
- 犯罪抑止対策として、引き続き、青色回転灯装備車による安全・安心パトロールを実施するほか、地域でのボランティア活動の充実に向けた支援を実施していく必要があります。

【次期基本計画策定に向けた主なポイント】
□現状と課題等を踏まえ、その中でも次期基本計画の策定に当たり、論点になるような各施策におけるポイントを掲載しています。

■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 誰もが安心して暮らせる安全な地域社会を実現するため、警察をはじめとする関係機関との連携・協力のもと、地域で支え合い、守り合う自主的な防犯活動を促進し、犯罪を未然に防止し、安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。
- ラグビーワールドカップ 2019™ 日本大会及び東京 2020 大会に向け、東京都をはじめ関係機関と連携しながら、安全・安心の確保に向けた取組を進めていく必要があります。
- 特殊詐欺の被害防止に向け、引き続き、調布警察署等と連携しながら、様々な媒体を通じて詐欺被害の最新の傾向と対策の周知啓発に努めるとともに、関係機関と連携した被害防止対策に取り組む必要があります。

【基本的取組】
 □基本計画に位置付けている基本的取組です。

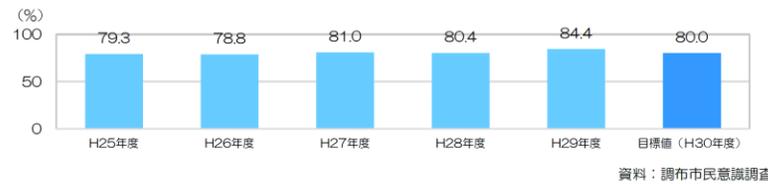
【まちづくり指標】
 □基本的取組ごとに設定している事業の実施による成果向上を把握するための指標とその現状値・目標値を示しています。
 □原則として、現状値は平成 25～28（2013～2016）年度、目標値は平成 30（2018）年度（計画の最終年度）の数値を記載しています。
 ※現状値は指標によって平成 29 年度の最新の値を掲載しているものもあります。

□各基本的取組に関連するデータを示し、推移や近隣自治体との比較等により現状を分析しています。
 □施策全体に関するデータについては、【次期基本計画策定に向けた主なポイント】の後に記載しています。

基本目標 1 共に助け合い、安全・安心に暮らすために

02-1 身近な犯罪に対する防犯意識向上と防犯活動の推進

【まちづくり指標】 治安の面で自分の住んでいる地域が安心して暮らせると感じている市民の割合
 治安の面で自分の住んでいる地域が安心して暮らせると感じている市民の割合は、8割に達しており、3年連続で目標値を達成しています



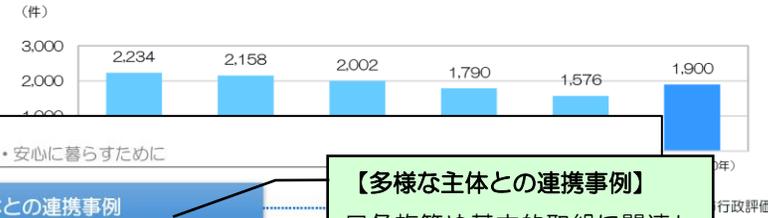
◆防犯パトロール支援用品貸与団体

自治会等及びその他の団体への防犯パトロール支援用品貸与は横ばいです



02-2 犯罪抑止対策の推進

【まちづくり指標】 市内刑法犯認知件数（暦年）
 年々犯罪件数は減少しており、すでに目標値を達成しています



基本目標 1 共に助け合い、安全・安心に暮らすために

多様な主体との連携事例

第67回 “社会を明るくする運動”

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生についての理解を求めるとともに、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動を、犯罪防止や青少年の健全育成などの活動を行っている団体による推進委員会で行っています。

【所管課】

福祉健康部 福祉総務課

【協働のパートナー】

社会を明るくする運動調布市推進委員会（調布市、調布保護司会、更生保護女性会、調布市民生児童委員協議会、健全育成、補導連絡会、学校 PTA 他）

【多様な主体との連携事例】

□各施策や基本的取組に関連した多様な主体との連携事例について、簡潔にまとめ、参考情報として掲載しています。



<社会を明るくする運動「中学生サッカー教室」>

基本目標 1 共に助け合い、安全・安心に暮らすために

施策 01 災害に強いまちづくり

目的

《対象》市内にいるすべての人、市内全域
 《意図》災害から身を守る、災害に強いまちになる

施策の方向

○市内にいるすべての人の生命・身体・財産を災害の脅威から守るため、減災対策の充実、災害時の対応能力の強化及び復旧復興体制の整備について、自助・共助・公助の考えに基づき、個人、地域、事業者、行政のそれぞれの役割に応じた取組を推進します。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
防災市民組織の団体数	90 団体 (H25)	90 団体	99 団体	114 団体	115 団体	120 団体	120 団体 (H30)
特定緊急輸送道路沿道建築物 (補助対象建築物) の耐震化率	21.9% (H25)	21.9%	25.4%	33.8%	36.6%	-	100% (H37)
防災貯水槽の整備区域	386 区域 (H25)	386 区域	388 区域	394 区域	390 区域	391 区域	399 区域 (H30)

その他

- 災害時に支援が必要な方に関する協定の締結（平成 29 年度末で 28 団体の自治会等と締結）
- 避難所運営マニュアルの作成（平成 29 年度で全小学校地域 20 箇所が作成済み）
- 小学校 2 基目のコンテナ設置済み 13 校/19 校（平成 29 年度末時点）
- 救急病院・避難所など災害時に拠点となる施設からの下水道管路の耐震化工事完了（平成 28 年度）
- 調布消防署国領出張所の建て替え完了（平成 29 年 6 月竣工） など

■ 現状と課題

- 近年の自然災害や過去の教訓を踏まえ、自助・共助・公助の考えの下、ソフト・ハード両面から災害に強いまちづくりを計画的・横断的に進めていく必要があります。
- 首都直下地震等を想定した減災・防災対策の強化に取り組む必要があります。
- 長野県木島平村との災害援助協定をはじめ、岩手県遠野市、岐阜県岐阜市及び富山県富山市との広域連携による災害時相互応援協定、NPO 法人や近隣市と連携したドローンを活用した激甚災害時における支援活動に関する協定の締結など、災害の教訓を踏まえた改善・強化に継続的に取り組んでいます。
- 防災市民組織の結成と運営支援の継続、避難行動要支援者避難支援プランに基づく支援体制の整備、調布市防災教育の日の取組など、地域で助け合う防災体制づくりが必要です。
- 避難所における災害対応能力の向上を図るため、避難所ごとの運営マニュアルの作成を促進し、女性や要配慮者等の視点に配慮した運営体制の構築が求められています。
- 備蓄体制の強化を図るため、小学校の備蓄コンテナを計画的に増設し、被害想定に対応した防災備蓄品の確保を図る必要があります。
- 震災時の建物の倒壊による特定緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、東京都等とも連携しながら、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進が課題となっています。
- 震災時における輸送機能とともに、延焼遮断機能を確保するため、その軸となる都市計画道路などの都市基盤の整備を進めていく必要があります。
- 緊急時の物流経路を確保するため、調布市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、平成 30 年度に橋りょうの耐震化完了を目指し、計画的な耐震化を図るとともに、国の動向に合わせて長寿命化計画の見直しを図る中で、今後も計画的な維持管理に努めていく必要があります。
- 下水道施設については、調布市下水道総合計画に基づき、耐震化や老朽化した管路の更新などを計画的に推進していく必要があります。
- 災害時の医療救護について、市内 8 病院の緊急医療救護所のうち、訓練を実施していない病院で訓練を行い、設置運営マニュアルを検証するなど、災害時医療救護体制の整備が引き続き必要です。
- 近年の気候変動による 1 時間に 50 ミリメートルを超える豪雨が増加していることから、浸水被害を減少させる取組を進めていく必要があります。

■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 近年の地震や風水害を踏まえた国の法改正や東京都地域防災計画の修正の動向を注視しつつ、平成 30 年 4 月修正の調布市地域防災計画に基づき、減災・防災対策の強化を図る必要があります。
- 自助・共助・公助の考えの下、地域の防災体制づくりに取り組んでいく必要があります。
- 災害時における実践的な協力関係の構築に向け、災害時相互応援協定締結自治体との平常時からの連携を図るほか、災害時における他団体などからの支援の受入れに関する体制整備を進める必要があります。
- 延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、住宅の耐震化など防災都市づくりを進めていく必要があります。また、道路や橋りょう、下水道などのインフラマネジメントを計画的に進めていく必要があります。

◆調布市における地震の被害想定

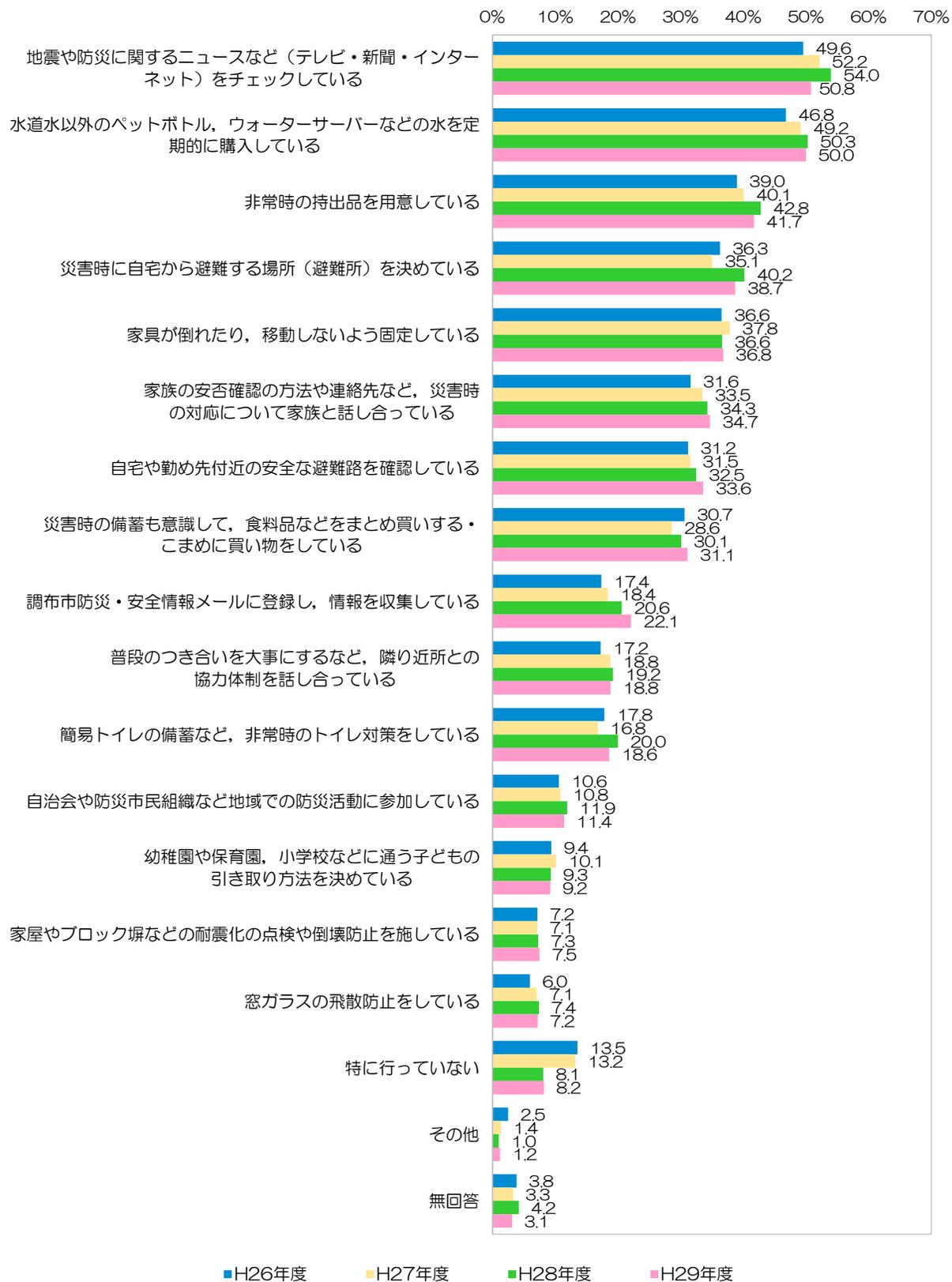
1,000 棟以上の建物が焼失・倒壊、45 人の死者、1,000 人以上の負傷者、3 万人以上の避難者、4 万人以上の帰宅困難者が発生する想定です

被害		被害想定の種類
震度別面積率	震度 6 弱 86.4 % 震度 6 強 13.6%	多摩直下地震
建物全壊棟数	673	多摩直下地震
焼失棟数（倒壊建物含まず）	334	多摩直下地震（冬季 18 時発生の場合）
死者	45	多摩直下地震（冬季 5 時発生の場合）
負傷者	1,376	多摩直下地震（冬季 5 時発生の場合）
避難者（1 日後）	33,913	多摩直下地震（冬季 18 時発生の場合）
うち避難所生活者（人）	22,043	多摩直下地震（冬季 18 時発生の場合）
帰宅困難者（人）	46,407	多摩直下地震（冬季 12 時/18 時発生の場合）

※調布市で発生が見込まれる複数の被害想定のうち、被害が最大となる多摩直下地震（M7.3、風速 8m/s）について抜粋して掲載
資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（平成 24 年 9 月）

◆日頃から防災対策を行っている市民の割合

平成 29 年度は、「地震や防災に関するニュースなど（テレビ・新聞・インターネット）をチェックしている」「水道水以外のペットボトル、ウォーターサーバーなどの水を定期的に購入している」市民は、50%以上となっています一方、「特に行っていない」市民は8%となっています



資料：調布市民意識調査

01-1 防災体制の充実

【まちづくり指標】防災市民組織の団体数

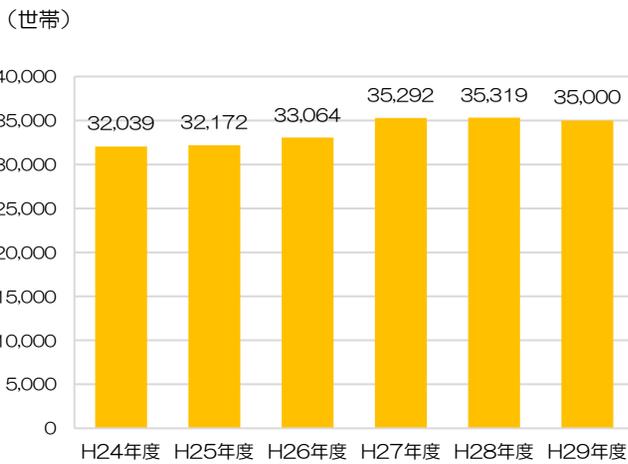
防災市民組織の団体数は増加し、平成 29 年度に目標値を達成しました



資料：総合防災安全課

◆防災市民組織の加入世帯数

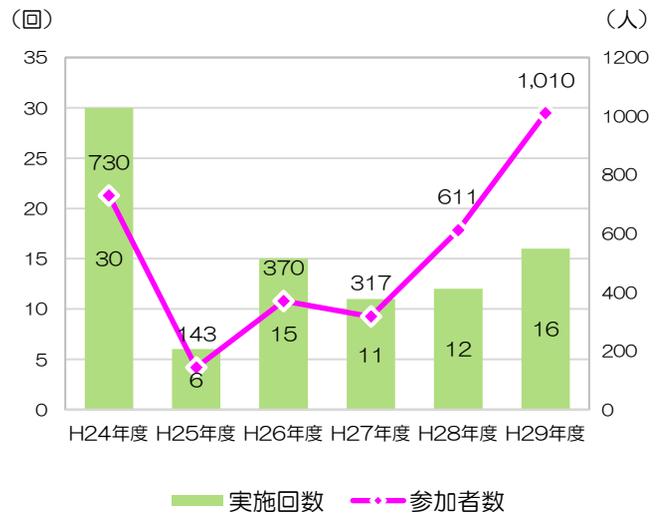
団体数の増加と比例して、加入世帯数は年々増加していましたが、平成 29 年度は減少しました



資料：総合防災安全課

◆出前講座の実施状況

平成 27 年度以降参加者数が増えています



資料：総合防災安全課

◆避難所運営マニュアルの策定状況

平成 29 年度をもって小学校全 20 校で地域主体のマニュアルが作成されました

◆市民等への情報伝達体制

災害発生時には、以下の手段を活用し、迅速かつ効果的な情報提供に努めます

情報伝達手段	
防災行政無線（固定系）	広報車
公式ホームページ	ケーブルテレビ
ツイッター	調布 FM
調布市防災・安全情報メール	市報
緊急速報メール	防災フリーダイヤル

資料：調布市地域防災計画（平成 27 年 4 月）

◆地域の組織による要援護者支援体制

平成 25 年度から市では、地域組織（自治会や管理組合等）と「避難行動要支援者の支援に関する協定」を締結し、地域の共助による避難行動要支援者への安否確認や避難支援のための体制整備を進めてきました。平成 30 年 3 月時点で 28 団体の自治会等と協定を締結しています

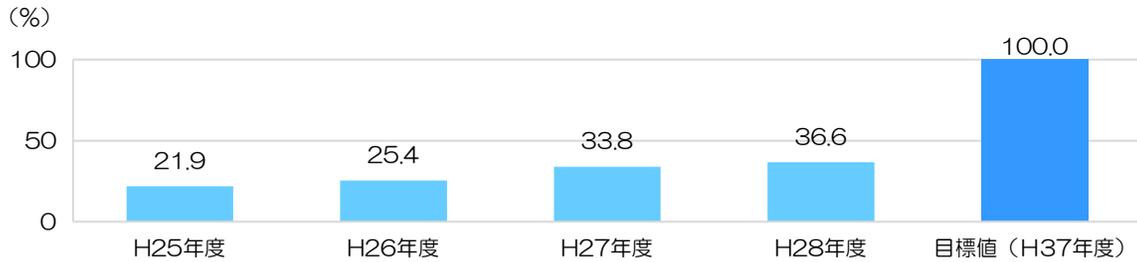
組織名	組織形態	協定締結時期	組織名	組織形態	協定締結時期
西部飛田給自治会	自治会	平成 25 年 7 月	アトラス調布団地管理組合	管理組合	平成 27 年 10 月
布田南部自治会	自治会	平成 25 年 7 月	コクティー管理組合住宅部会	管理組合	平成 27 年 10 月
柳会自治会	自治会	平成 25 年 7 月	多摩川三丁目自治会	自治会	平成 27 年 11 月
マンション国領自治会	自治会	平成 26 年 3 月	パークスクエア武蔵野管理組合	管理組合	平成 27 年 11 月
深大寺葉月会	自治会	平成 26 年 3 月	下石原第四自治会	自治会	平成 27 年 12 月
多摩川住宅口号棟自治会	自治会	平成 26 年 7 月	ライオンズマンション調布管理組合	管理組合	平成 27 年 12 月
緑ヶ丘 1 丁目自治会	自治会	平成 26 年 10 月	都営佐須団地自治会	自治会	平成 28 年 5 月
ネオコーポ調布管理組合	管理組合	平成 26 年 12 月	都営くすのきアパート 9 号棟自治会	自治会	平成 29 年 8 月
調布シュロス管理組合	管理組合	平成 26 年 12 月	都営くすのきアパート 4 号棟自治会	自治会	平成 29 年 9 月
ルネ調布国領モア・クレスト管理組合	管理組合	平成 27 年 8 月	都営くすのきアパート 7 号棟自治会	自治会	平成 29 年 10 月
深大寺元町一丁目自治会	自治会	平成 27 年 8 月	都営くすのきアパート 1 号棟自治会	自治会	平成 29 年 11 月
入間町 1 丁目自治会	自治会	平成 27 年 8 月	第二コープ調布自治会	自治会	平成 29 年 11 月
下佐須自治会	自治会	平成 27 年 10 月	二本松自治会	自治会	平成 29 年 12 月
ジオステージ居住者会	防災市民組織	平成 27 年 10 月	ラコント調布柴崎管理組合	管理組合	平成 30 年 2 月

資料：調布市ホームページ「災害時に支援が必要な方に関する協定」

01-2 災害に強い都市基盤の整備

【まちづくり指標】特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修率

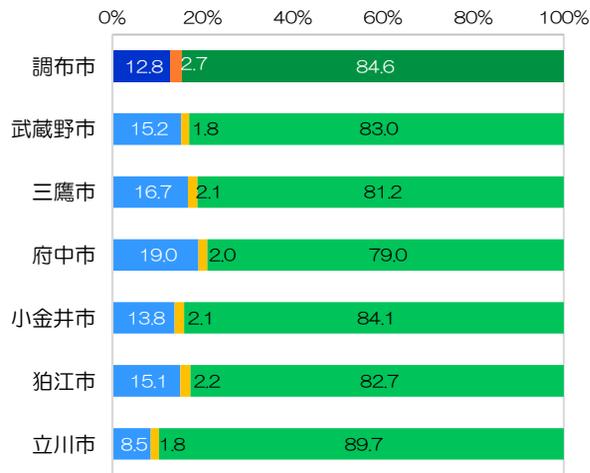
耐震改修率は上昇していますが目標値の約 1/3にとどまっています
沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送を確保するため、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を進める必要があります



資料：調布市耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月）

◆住宅（持家）の耐震診断の有無別割合（平成 25 年調査）

各市とも概ね 8 割以上の住宅で耐震診断を実施していません

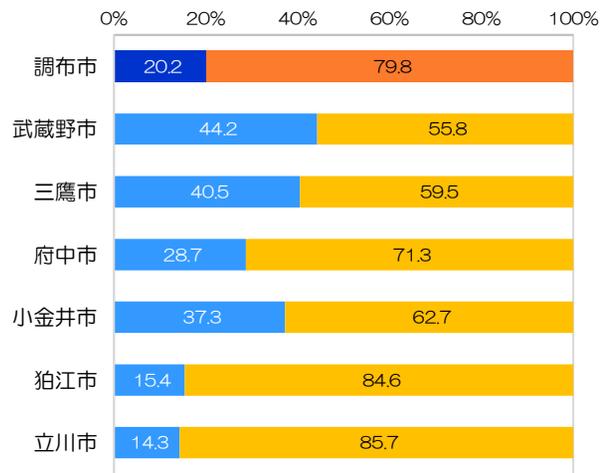


- 耐震診断をしたことがあり、耐震性が確保されていた
- 耐震診断をしたことがあるが、耐震性が確保されていなかった
- 耐震診断をしたことはない

資料：東京都総務局統計部人口統計課
「平成 25 年住宅・土地統計調査」

◆耐震性が確保されていなかった住宅（持家）の耐震改修工事の状況別割合（平成 25 年調査）

耐震診断により耐震性が確保されていないと判明した場合の改修工事は、調布市において 8 割程度が未実施となっており、耐震改修工事の促進が必要です



- 耐震改修工事をした
- 耐震改修工事をしていない

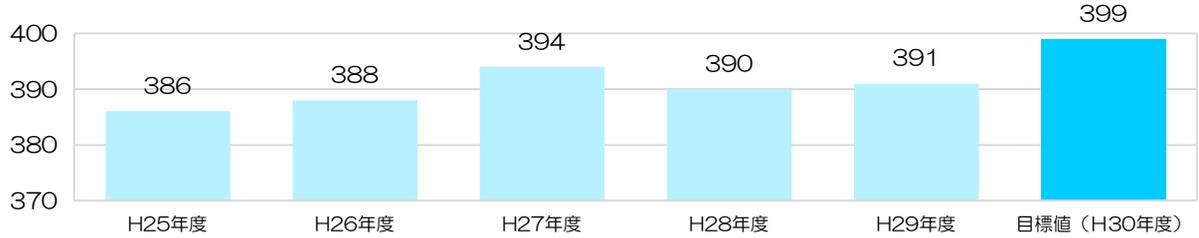
資料：東京都総務局統計部人口統計課
「平成 25 年住宅・土地統計調査」

01-3 消防力の強化

【まちづくり指標】防火貯水槽の整備区域

防火貯水槽の整備区域数は、平成 27 年度まで増加していましたが平成 28 年度に減少に転じています
その理由として、相続発生等に伴い民有地内の貯水槽の撤去依頼や、整備区域の見直しによる区域数の増加などが挙げられます

(区域)

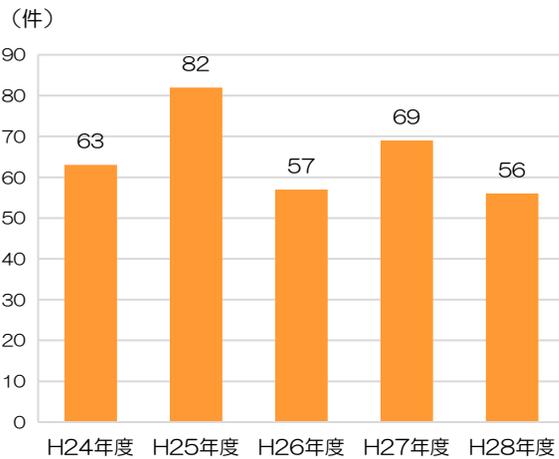


資料：調布消防署

◆火災件数

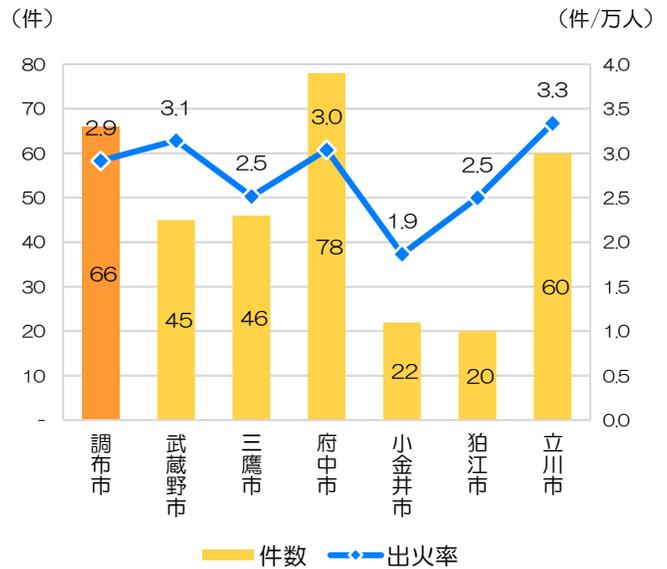
平成 28 年度は、過去 5 年間で最も少なくなっています
なお、近隣自治体の中では 2 番目の多さとなっています

経年比較



資料：調布消防署

平成 27 年比較

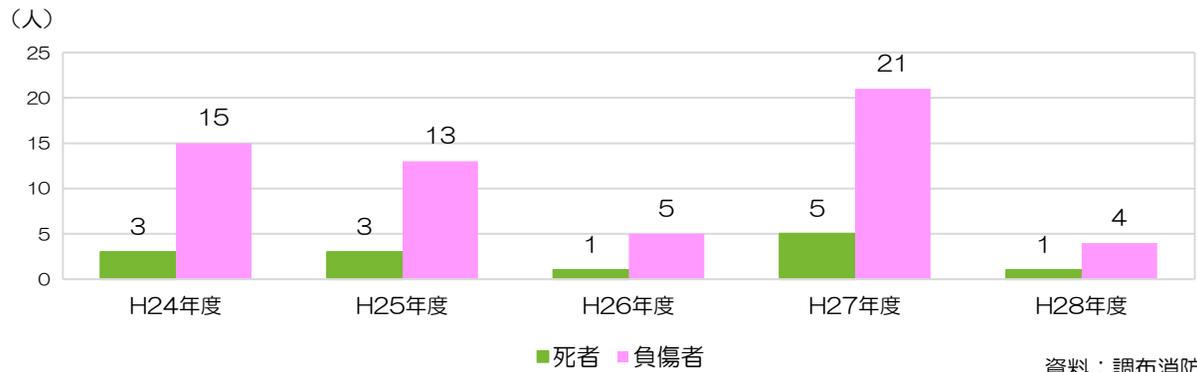


資料：東京都総務局総合防災部防災管理課

※出火率は東京都人口統計課「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(平成 28 年 1 月 1 日現在)を用いて算出

◆火災による死傷者数

平成 27 年度を除き、火災による死者・負傷者ともに減少傾向にあります



◆消防団の定員充足状況

平成 24～29 年度まで、消防団の定員充足率は 100%（定員 304 名）となっています

多様な主体との連携事例

調布市総合防災訓練

いつ起こるかわからない震災に備え、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域での互助精神の高揚と防災行動力の向上を図るとともに防災関係機関との連携を強化し、災害時の迅速な応急活動態勢を整えるために、医療やボランティア、放送、建設業、ライフライン等、災害時における様々な分野に関する協定を締結している、各種協定締結団体の協力の下、調布市総合防災訓練を実施しています。

【所管課】

総務部 総合防災安全課

【協働のパートナー】

「災害時における各種協定」締結団体（計 21 団体）



<調布市総合防災訓練の様子>

多様な主体との連携事例

緊急医療救護所設置・運営訓練

市では、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、調布市柔道整復師会と「災害時の医療救護活動についての協定」を締結しています。また、調布市地域防災計画により、震災など大規模な災害が起きた際に、限られた医療資源の中で、一人でも多くの方の命を救うため、市内 8 病院と東京慈恵会医科大学附属第三病院に緊急医療救護所を設置することとしています。協定に基づき、地域防災計画に位置付けた緊急救護所設置場所において、平成 25 年度から順次救護所設置・運営訓練を実施しています。

【所管課】

福祉健康部 健康推進課

【協働のパートナー】

調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、調布市柔道整復師会



<緊急医療救護所訓練の様子>

基本目標 1 共に助け合い、安全・安心に暮らすために

施策 02 防犯対策の推進

目的

《対象》市内にいるすべての人
《意図》安心して生活できる安全な環境をつくる

施策の方向

○市民一人一人の身近な犯罪に対する防犯意識の向上と防犯行動の促進、地域ボランティアによる防犯活動の促進、市民、地域、警察、行政の協力体制の維持・向上により、市民が安心して生活することができる犯罪のないまちづくりを目指します。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
治安の面で自分の住んでいる地域が安心して暮らせると感じている市民の割合	78.8% (H26)	79.3%	78.8%	81.0%	80.4%	84.4%	80.0% (H30)
市内刑法犯認知件数（暦年）	2,234 件 (H25)	2,234 件	2,158 件	2,002 件	1,790 件	1,576 件	1,900 件 (H30)

その他

- 地域によるパトロール活動の支援（平成 29 年：76 団体、うち青色防犯パトロール 4 団体）
- 子ども安全・安心パトロール及び夜間安全・安心パトロールの実施
- 自動通話録音機の貸出し事業の実施（平成 30 年 1 月末時点累計約 600 台）
- 小学校の通学路への防犯カメラの設置（平成 29 年度末時点 各校 3 台計 60 台設置） など

■ 現状と課題

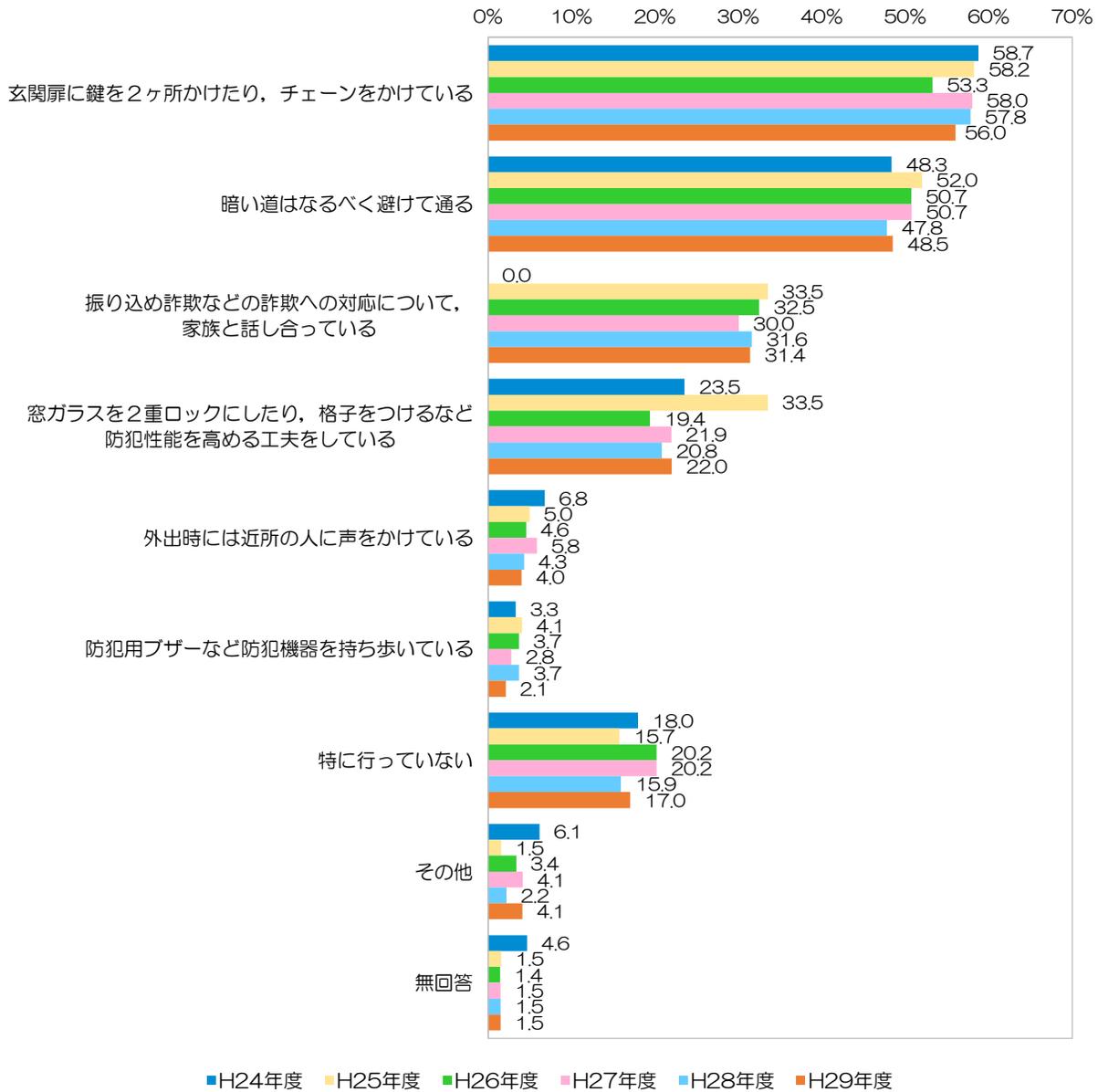
- 調布市内刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、万引きや空き巣、自転車盗など身近な犯罪は、未だ多い状況にあり、市民、地域、警察、行政が連携し対策を進めていく必要があります。
- 各種の犯罪発生を未然に防止するため、小学校の通学路への防犯カメラの設置や、自治会や商店街などの団体による防犯カメラの設置について推進しています。今後は、街頭防犯カメラの設置促進に向けた支援体制の検討のほか、市が設置する防犯カメラについて、平成 29 年 12 月に施行した街頭防犯カメラ設置要綱に基づき、具体的な設置場所について、関係機関と連携しながら検討していく必要があります。
- 特殊詐欺被害の防止に向け、調布警察署及び関係機関と連携しながら、市報やホームページ、調布市防災・安全情報メール、ツイッター、啓発用 DVD など各種媒体を活用した広報啓発活動や自動通話録音機の貸出を継続するなど、被害防止対策に取り組んでいます。
- 犯罪抑止対策として、引き続き、青色回転灯装備車による安全・安心パトロールを実施するほか、地域でのボランティア活動の充実に向けた支援を実施していく必要があります。

■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 誰もが安心して暮らせる安全な地域社会を実現するため、警察をはじめとする関係機関との連携・協力のもと、地域で支え合い、守り合う自主的な防犯活動を促進し、犯罪を未然に防止し、安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。
- ラグビーワールドカップ 2019™ 日本大会及び東京 2020 大会に向け、東京都をはじめ関係機関と連携しながら、安全・安心の確保に向けた取組を進めていく必要があります。
- 特殊詐欺の被害防止に向け、引き続き、調布警察署等と連携しながら、様々な媒体を通じて詐欺被害の最新の傾向と対策の周知啓発に努めるとともに、関係機関と連携した被害防止対策に取り組む必要があります。

◆日頃から防犯対策として行動している市民の割合

平成 24 年度以降、特に行っていないと答えた市民は 15%以上を推移しています



資料：調布市民意識調査

◆調布市の防犯の取組

安全・安心パトロール	防犯パトロールの支援
◆青色防犯パトロール(青色回転灯を装着した車両によるパトロール)	地域における防犯まちづくりを進めるため、防犯パトロール用品の貸与により、地域の自主防犯活動を支援
◆子ども安全・安心パトロール…下校する児童・生徒の安全を守るため、小・中学校や児童館などの施設や通学路を重点としたパトロールを実施	◆地域での自主的な防犯パトロール ・防犯ベスト、腕章、防犯ブザー付防滴ライト、赤色灯、防犯笛、自転車カゴプレート、防犯キャップの貸与
◆夜間安全・安心パトロール…夜間から翌朝にかけて、ひったくり、車上ねらい、侵入盗などの犯罪被害を防ぐため、交番から離れた地域や明かりの少ない道路などを中心に市内全域をパトロール	◆わんわんパトロール(愛犬との散歩の時間を活用したパトロール) ・トートバック、バンダナ(大・小)の貸与
	◆青色防犯パトロール(自家用車を活用) ・青色回転灯の貸与、活動費(燃料費)の一部補助
	◆ボランティア活動の安心対策 ◆ボランティア保険の加入補助

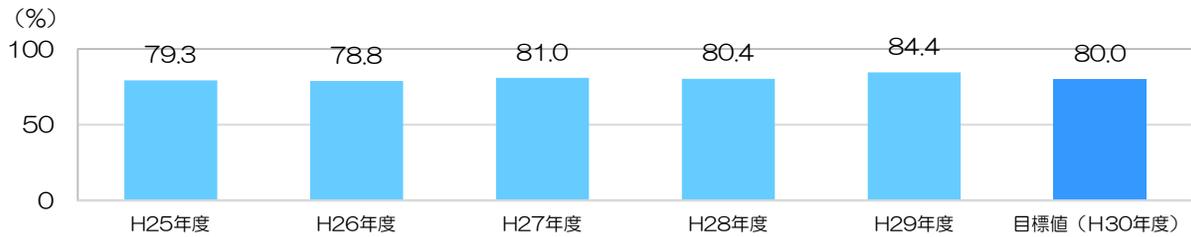
資料：調布市ホームページ、調布市事務報告書(平成 28 年度)(総合防災安全課)

02-1

身近な犯罪に対する防犯意識向上と防犯活動の推進

【まちづくり指標】 治安の面で自分の住んでいる地域が安心して暮らせると感じている市民の割合

治安の面で自分の住んでいる地域が安心して暮らせると感じている市民の割合は、8割に達しており、3年連続で目標値を達成しています

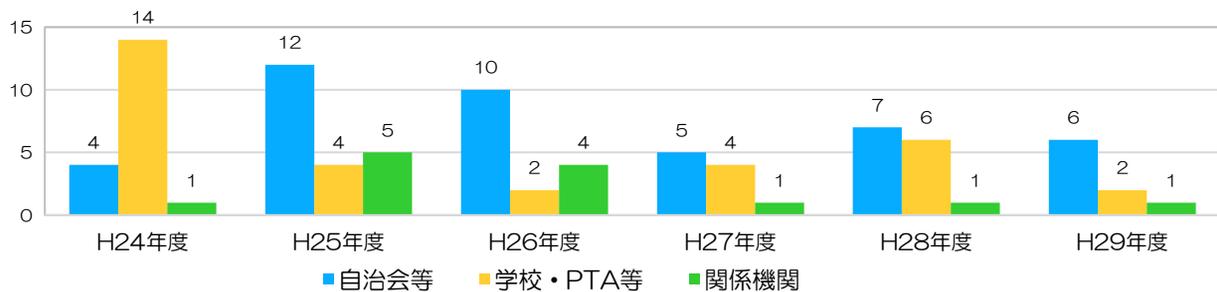


資料：調布市民意識調査

◆防犯パトロール支援用品貸与団体

自治会等及びその他の団体への防犯パトロール支援用品貸与は横ばいです

(団体)



資料：総合防災安全課

02-2

犯罪抑止対策の推進

【まちづくり指標】 市内刑法犯認知件数（暦年）

年々犯罪件数は減少しており、すでに目標値を達成しています

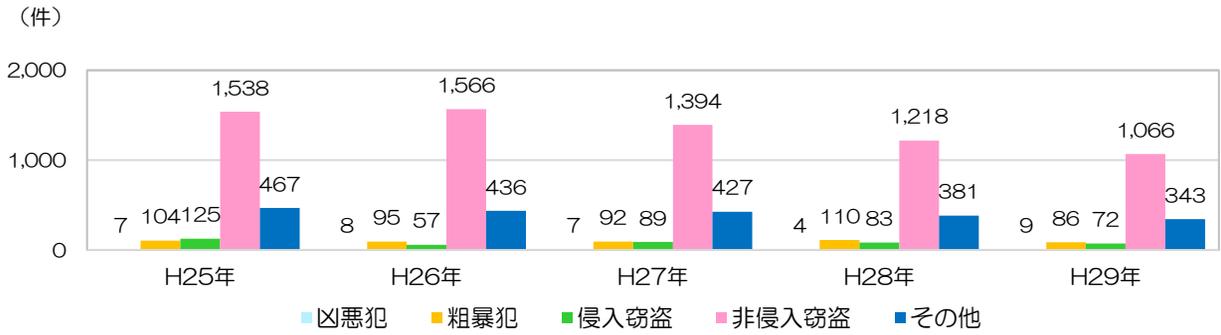
(件)



資料：調布市行政評価

◆市内刑法犯認知件数（犯罪別）

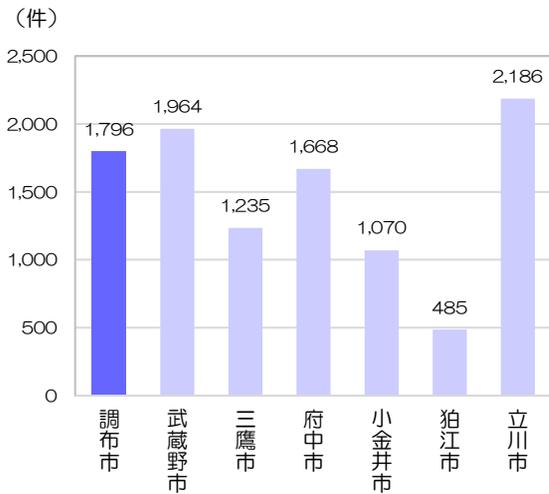
犯罪別にみると年ごとに件数の増減がありますが、刑法認知件数は減少傾向にあります



資料：警視庁ホームページ

◆刑法犯発生件数（平成28年比較）

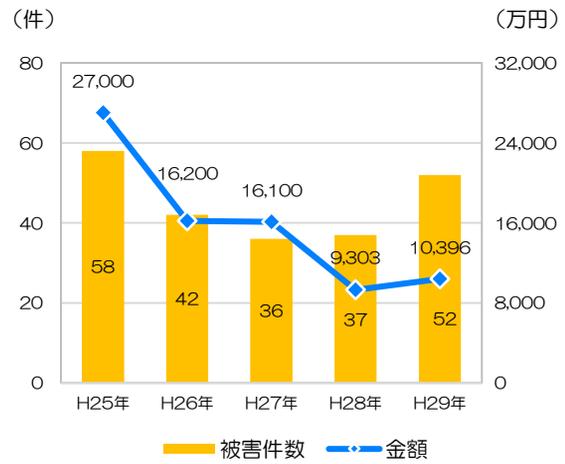
近隣自治体の中で、調布市は3番目に刑法犯発生件数が多くなっています



資料：警視庁ホームページ

◆振り込め詐欺などの被害件数と金額の推移

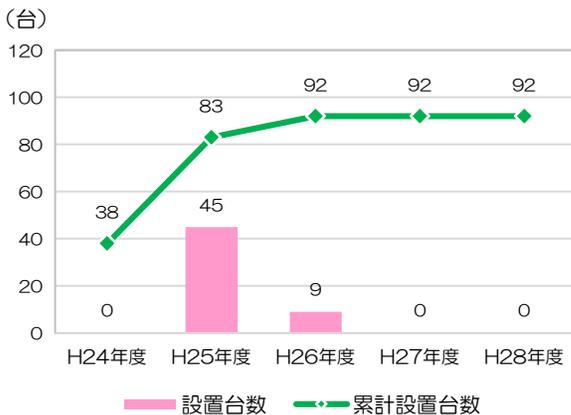
被害件数・金額ともに減少していましたが、平成29年は増加に転じました



資料：総合防災安全課

◆自治会や商店街における防犯カメラ設置台数の推移

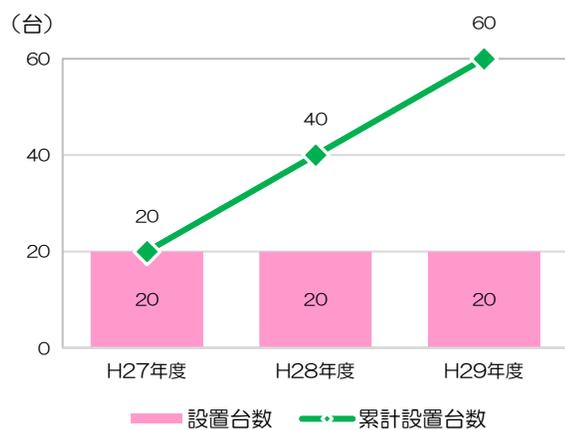
自治会や商店街における防犯カメラは平成27年度以降設置されていませんが、平成29年度に19台更新がなされています



資料：総合防災安全課

◆小学校の通学路等を撮影する防犯カメラ設置台数

全小学校（20校）に対して、各年1台ずつ防犯カメラを設置しており、通学路における安全対策に取り組んでいます



資料：学務課

多様な主体との連携事例

第67回 “社会を明るくする運動”

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生についての理解を求めるとともに、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動を、犯罪防止や青少年の健全育成などの活動を行っている団体による推進委員会で取り組んでいます。

【所管課】

福祉健康部 福祉総務課

【協働のパートナー】

社会を明るくする運動調布市推進委員会（調布市，調布保護司会，更生保護女性会，調布市民生児童委員協議会，健全育成，補導連絡会，学校PTA 他）



＜社会を明るくする運動
「中学生サッカー教室」＞

施策 03 消費生活の安定と向上

目的

〈対象〉消費者

〈意図〉安全で安心な消費生活をおくることができる

施策の方向

○市民が、自らの自覚と判断により消費者トラブルから身を守り、安心して生活できる消費者となるよう支援します。また、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対して的確に対応できる相談体制を整えます。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
消費者啓発事業への参加者数 (スマートライフフェスタの参加者数を含む)	2,104 人 (H25)	2,104 人	1 万 473 人	1 万 499 人	4,559 人	-	7,800 人 (H30)
消費者相談に占める自主交渉率	68.1% (H25)	68.1%	71.7%	76.8%	78.8%	-	70.0% (H30)

その他

- 調布市消費生活センター条例の制定（平成 28 年 4 月施行）
- 小冊子「生活ひとくちメモ」、オリジナルトイレットペーパーなど消費者啓発物の作成・配布
- 調布市消費者団体連合会、調布市社会福祉協議会と連携したフードドライブの実施 など

■ 現状と課題

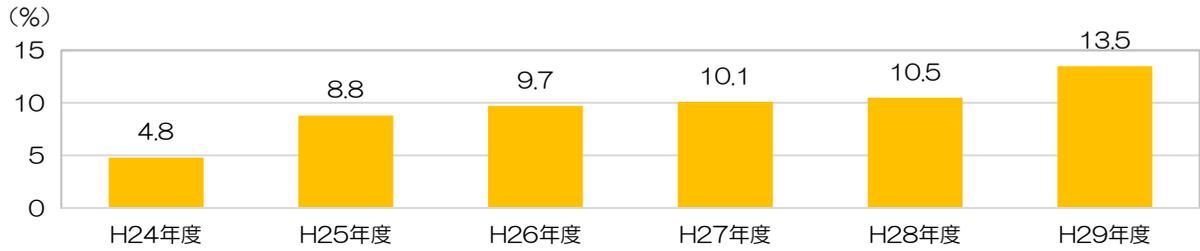
- 平成 24 年 12 月に「消費者教育推進法」が施行され、地方公共団体に消費者の自立を支援するための教育が義務付けられました。
- 全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談は減少傾向にありますが、経済面や健康面等の不安につけ込んだ高齢者の消費者トラブルは増加しています。また、インターネットやスマートフォンの普及に伴い、インターネット取引に係る消費者トラブルが各年代とも相談内容の上位となっています。
- 成人年齢の引き下げにより、2022 年 4 月から 18 歳、19 歳も 1 人で契約ができるようになることから、若者への消費者教育の必要性が高まっています。
- 調布市では、市報や調布エフエムなどを活用した情報発信や出前講座の開催、消費トラブルを未然に防ぐための広報「生活ひとくちメモ」などを通じ、被害防止に向けた啓発事業に取り組んでいます。
- 平成 26 年 6 月の消費者安全法の改正に伴い、平成 28 年 4 月に調布市消費生活センターの組織や運営などを定めた「調布市消費生活センター条例」を施行しました。
- 調布市消費生活センターでは、専門の相談員を配置した消費生活相談窓口を設置しており、年間の消費生活相談件数は約 1,300 件余で推移しています。引き続き、複雑・多岐にわたる相談に対応するため、相談員のより一層のレベルアップを図るとともに、相談窓口の周知を図り、誰もが気軽に相談できる環境を整備していく必要があります。
- 新たな手口による詐欺的な悪質商法が後を絶たないことから、引き続き、啓発に有効な事業を展開し、消費者トラブルの未然防止と自立した消費者の育成を図っていく必要があります。
- 食品ロス削減に向け、食べ物を無駄なく大切に消費するため、家庭で余っている食品を持ち寄り福祉施設等に寄付するボランティア活動としてフードドライブを実施しています。

■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 市民が自らの自覚と判断により消費者トラブルから身を守り、安心して生活ができるよう、消費者教育を推進していくとともに、特に、高齢者、若年者に対する啓発など、市民生活に役立つ消費者情報を提供していく必要があります。
- 消費者トラブルに巻き込まれた市民に対して迅速かつ的確に対応するため、相談体制の充実を図っていく必要があります。

◆この1年で消費者トラブルに巻き込まれそうになった市民の割合

消費者トラブルに巻き込まれそうになった市民の割合は、平成24年度以降増加傾向にあり、平成29年度は過去5年間で最も高くなっています

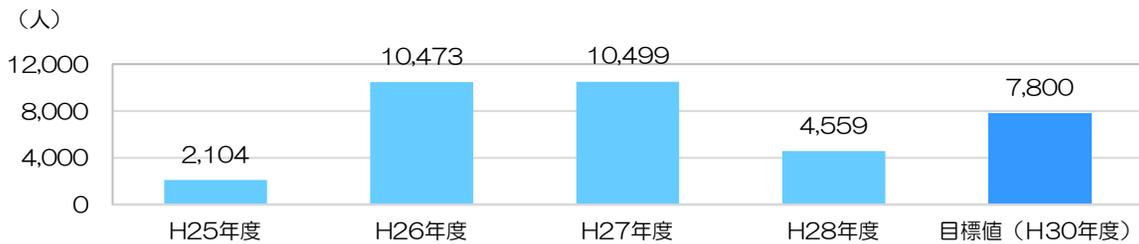


資料：調布市民意識調査

03-1 消費者啓発事業の充実

【まちづくり指標】消費啓発事業への参加者数（スマートライフフェスタ*の参加者数を含む）

平成26年度、平成27年度は参加者が1万人を上回っていますが、平成28年度は半分以下となっており、今後も市の各種イベントなどで啓発に努め目標達成を目指します

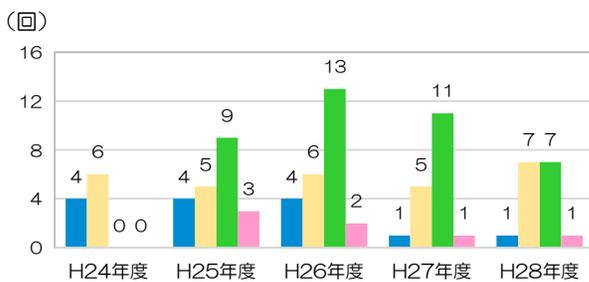


資料：調布市事務報告書（文化振興課）

※スマートライフフェスタ：消費者のための役立つ情報の発信を中心とした若者から高齢者まで楽しめる屋外イベント。平成25年度の基準値は、本イベントの前身の「消費者まつり」参加者数

◆消費者講座等の実績（実施回数）

平成26年度以降、消費者講座を除き実施回数は減少しています



■夏休み親子消費者スクール ■消費者講座
■出前講座 ■出前授業

資料：調布市事務報告書（文化振興課）

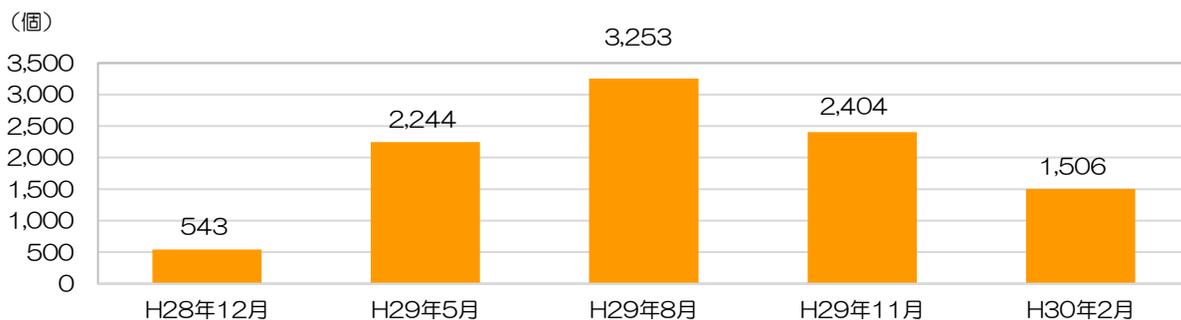
◆消費者被害防止啓発活動における情報提供数（平成29年度）

項目	部数
くらしの豆知識	1,700部
生活ひとくちメモ	3,800部
グッズ	18,000個
消費生活センター情報誌	242,000部(年2回計)

資料：文化振興課

◆フードドライブ収集個数

平成 29 年 5 月以降のフードドライブでは、1,000 個を超える食品が寄付されています



資料：文化振興課

03-2 消費者相談の充実

【まちづくり指標】消費者相談に占める自主交渉率*

相談員のアドバイスにより、自ら解決に取り組む市民が年々増えており、3年連続で目標値を達成しています
自主交渉率をさらに向上させるためには、継続的な啓発により市民一人一人の意識改革と消費者力の底上げが重要です

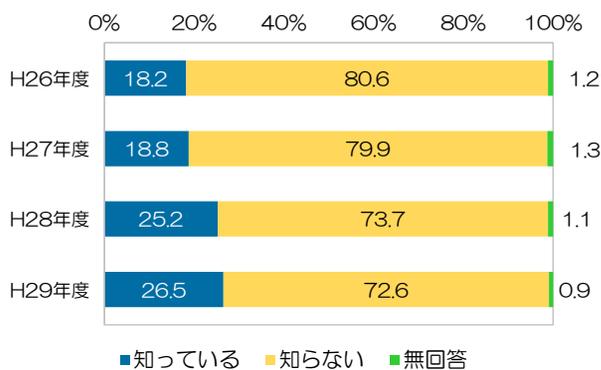


資料：調布市行政評価

*自主交渉率：相談窓口における相談件数のうち、相談員のアドバイスにより相談者自ら解決に取り組むこととなった件数の割合

◆消費生活センターなどで消費者トラブルに関する相談を受け付けていることを知っている市民の割合

消費者トラブルに関する相談を受け付けていることを知っている市民の割合は年々増加しています



資料：調布市民意識調査

◆消費者相談件数（総数）

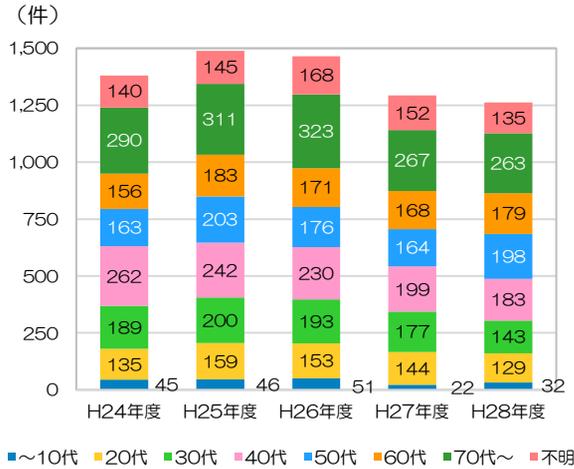
消費者相談件数は、平成 25 年度以降減少しています



資料：調布市事務報告書（文化振興課）

◆消費者相談件数（年齢別）

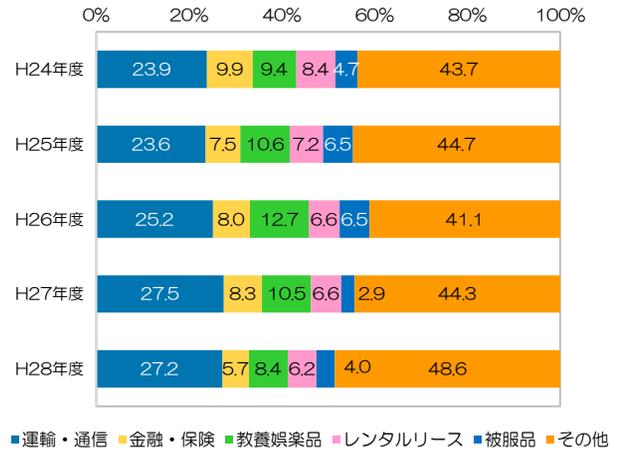
消費者相談は平成 25 年度以降 50, 60 代を除き減少傾向にあります



資料：調布市事務報告書（文化振興課）

◆商品別相談内訳

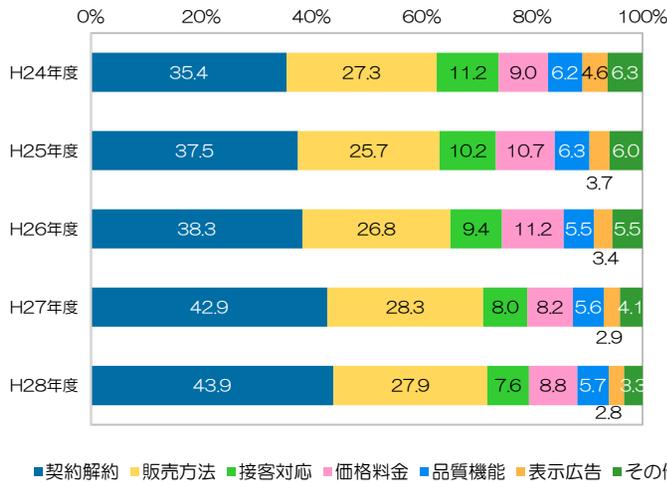
最も割合の高い運輸・通信は、年々増加傾向にあります



資料：調布市事務報告書（文化振興課）

◆内容別相談内訳

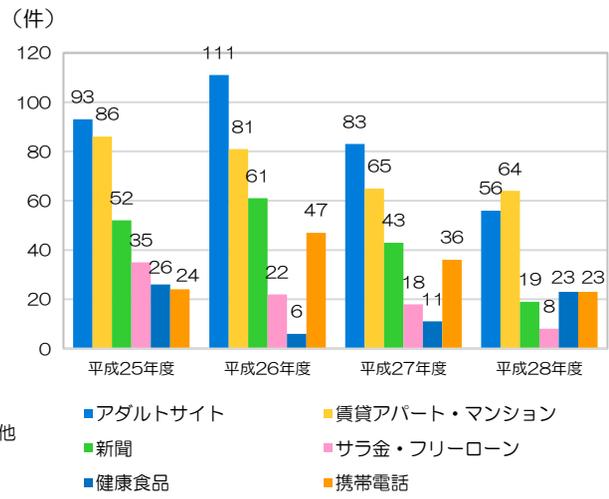
契約解約及び販売方法についての相談が、年々増加傾向にあります



資料：調布市事務報告書（文化振興課）

◆契約解約の内訳

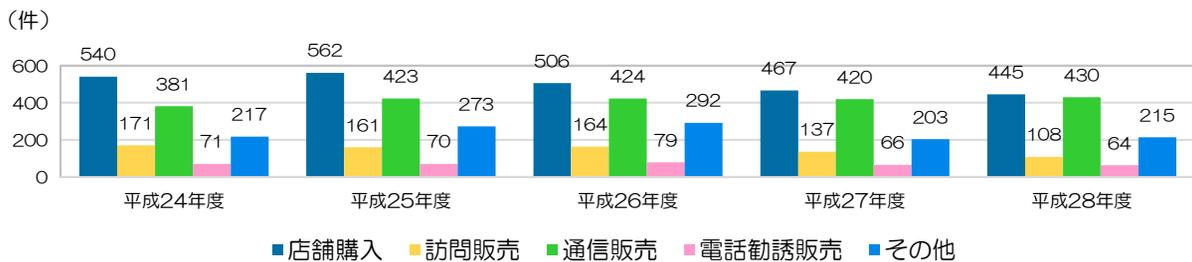
平成 27 年度まではアダルトサイトの相談が最も多くありましたが、平成 28 年度は、賃貸アパート・マンションについての相談が最も多くなっています



資料：文化振興課

◆販売購入形態別相談件数の推移

通信販売についての相談件数は増加傾向ですが、全体の相談件数は平成 25 年度以降減少傾向にあります



資料：文化振興課

◆消費者団体の数

・調布市内

現在は、調布市消費者団体連合会（消費者の会、新日本婦人の会の2団体から構成）の1団体があります

資料：文化振興課

・近隣自治体

自治体	団体数	活動状況
狛江市	1	活動休止中
府中市	6	6 団体が連合会として活動
三鷹市	13	個々に活動
小金井市	6	5 団体は連絡協議会として活動

資料：文化振興課

多様な主体との連携事例

各種イベント及び講座での啓発事業

消費者生活センターに寄せられる相談件数は、減少傾向ではありますが、複雑かつ多様化する消費者トラブルが後を絶ちません。消費者トラブルの未然防止や自立した消費者の育成を図るため、市主催のイベントでの啓発や、消費者講座・出前講座による啓発を行っています。

講座については、より効果的で充実した内容にするため、各地域包括支援センターとの連携を図り、対象者に応じて多様な手法にて開催しています。

【所管課】

生活文化スポーツ部 文化振興課

【協働のパートナー】

地域包括支援センター，東京都，調布市消費者団体連合会



<消費者講座の様子（平成29年度）>

基本目標 2 次代を担う子どもたちを安心して育てるために

施策 04 子ども・子育て家庭の支援

目的

＜対象＞子ども（出生前を含む）、子どもの保護者
 ＜意図＞子どもが健やかに成長できる、多様なライフスタイルに合わせて、安心して子どもを産み育てることができる

施策の方向

○子どもが健やかに成長し、だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子育てを楽しく感じることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域全体で支援し、子育てしやすいまちづくりを推進します。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
子育てしやすいまちだと感じている市民の割合（下段：子育て支援サービスに満足している市民の割合）	34.2% (H26)	39.7% (53.1%)	34.2% (51.4%)	36.0% (54.1%)	- (51.9%)	- (50.6%)	50.0% (H30)
子ども家庭支援センターすこやかなどで児童虐待に関する相談を受け付けていることを知っている市民の割合	32.5% (H26)	32.2%	32.5%	33.2%	35.9%	36.0%	50.0% (H30)
保育施設整備率 (各年度 4 月 1 日現在)	34.8% (H26)	34.0%	34.8%	38.6%	42.0%	43.5%	53.6% (H30)

その他の指標

- 子育て応援サイト「コサイト」の開設（平成 27 年 4 月）
- 子育てカフェを併設した子育て支援施設「こどもとフラット」の開設（平成 27 年 4 月）
- 妊娠期から子育てを応援する「ゆりかご調布」事業の開始（平成 28 年度）
- 認可保育園 19 園を誘致・開設し、約 1,500 人の定員を拡大（平成 27～29 年度）
- 学童クラブ 5 箇所を整備し、200 人規模の定員を拡大（平成 27～29 年度） など

■ 現状と課題

- 平成 27 年度から平成 31 年度までを期間とする「調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）」については、保育に関するニーズ等を把握しながら、次期計画を策定し、子どもと子育て家庭を総合的に支援する事業を展開していく必要があります。
- 保育園待機児童対策については、現基本計画期間中（平成 27～30 年度）にこれまで認可保育園 19 園を誘致、開設し、約 1,500 人の定員を拡大してきました。一方で、新規申込者数も増えていることにより、平成 29 年 4 月時点での待機児童数は 312 人となっています。今後も、保育需要を見据えた待機児童対策に取り組んでいく必要があります。
- 東京都や関係部署と連携しながら、認可保育園と地域型保育事業所に対して実施している指導検査を継続していく必要があります。
- 虐待に関する相談は依然として多く寄せられているため、要保護児童対策地域協議会の枠組の中で、児童相談所、警察、医師会等の関係機関や地域との連携を深め、迅速かつ適切な対応が求められています。
- 平成 27 年 4 月に施行された児童福祉法の一部改正により、小学校 6 年生までの児童が学童クラブを利用できるようになり、学童クラブのニーズも年々増加傾向にあることから、地域によっては定員を大幅に超える申込みがある状況です。そのため、計画的に施設整備を進めるとともに、放課後子供教室事業ユーフォーとの一体的な運営を引き続き推進する必要があります。また、既存の学童クラブでは受入れが困難な障害児が利用できる学童クラブの整備を進めています。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援について、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や相談支援ができるよう体制整備を行うことにより、子育て世帯の不安を和らげる必要があります。
- 平成 28 年 6 月に施行された児童福祉法により、地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児、いわゆる「医療的ケア児」の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされ、医療的ケアの支援体制を整備していく必要があります。

■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 子どもが健やかに成長し、だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子育てを楽しく感じることができるよう、子育て支援サービスの充実を図っていく必要があります。
- 引き続き、保育ニーズを踏まえた待機児童対策の推進と保育の質の確保に努める必要があります。
- 年度限定型保育事業や企業主導型保育事業などの成果や、子ども・子育て支援ニーズ調査を踏まえ、次期調布っ子すこやかプラン（平成 32～36 年度）を策定する必要があります。
- 学童クラブについては、学童クラブとユーフォー事業との連携による一体的運営を推進しながら、条例基準を踏まえた計画的な学童クラブ施設の整備を行っていく必要があります。
- 子ども・福祉及び母子保健分野が連携した妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を図る必要があります。
- 子どもの貧困の連鎖防止対策の充実と若者の自立支援の充実について、引き続き、子ども・子育て家庭の支援の枠を超えた取組を検討していく必要があります。
- 医療的ケア児の支援に関して、子ども・福祉・教育分野等における連携をより一層推進していく必要があります。

◆就学前児童人口

全国的に少子化が進む中、調布市の就学前の児童は平成 27 年度以降年々増加しています



資料：市民課「調布市の世帯と人口」

※就学前児童人口は、各年 4 月 1 日現在（外国人登録者含む）のもの

04-1 子育てが楽しくなるまちづくり

【まちづくり指標】子育てしやすいまちと感じている市民の割合

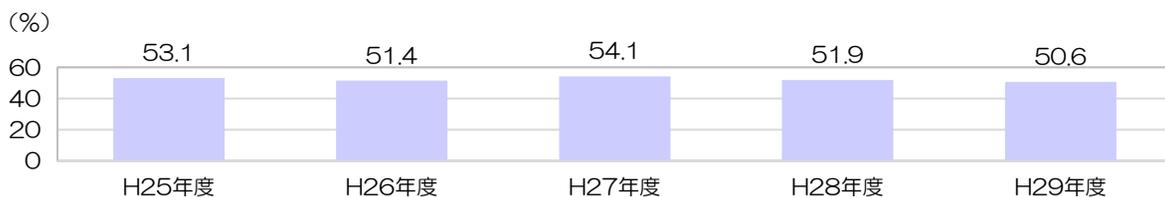
子育てしやすいと感じている市民の割合は 30%台にとどまっており、市民に実感頂くための取組が引き続き求められます



資料：子育て支援アンケート（子ども政策課）

◆子育て支援サービスに満足している市民の割合

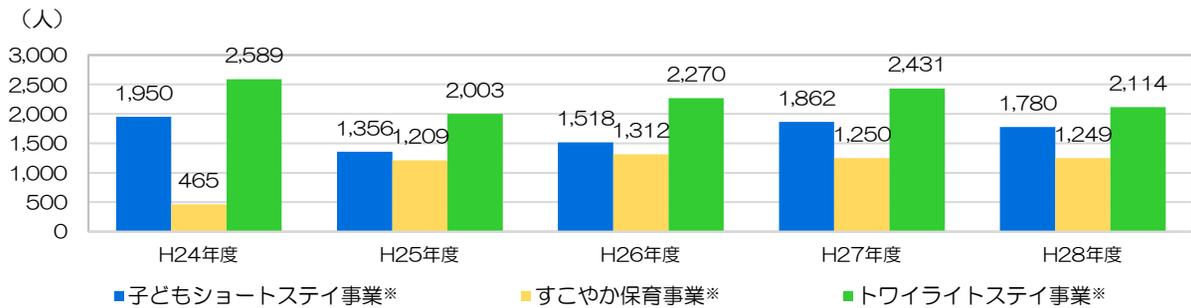
満足している市民の割合は、平成 27 年度以降やや減少しています



資料：調布市民意識調査

◆子ども家庭支援センター事業利用者数

3事業とも5か年の利用実績は概ね横ばい傾向で推移しています



資料：調布市事務報告書（子ども政策課）

※子どもショートステイ事業については、調布学園での利用者を含む

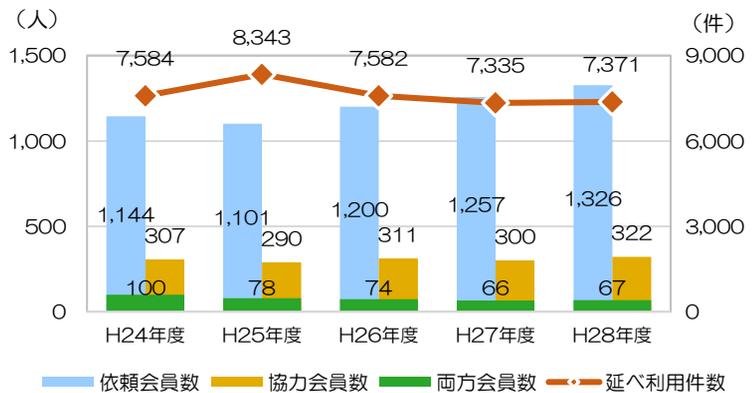
※子どもショートステイ事業：病気、出産、家族の看護、冠婚葬祭等で子どもの世話ができないときに、一時的に子どもを預かる事業

※すこやか保育事業：どのような理由でも、必要があれば子どもを預かる事業

※トワイライトステイ事業：仕事等で恒常的に保護者の帰宅が遅い場合に、午後5時から午後10時まで子どもを預かる事業

◆ファミリー・サポート・センター事業登録会員数、利用実績

平成25年度から、依頼会員は増加している一方で、協力会員は微増にとどまっており、サービス提供体制が課題です

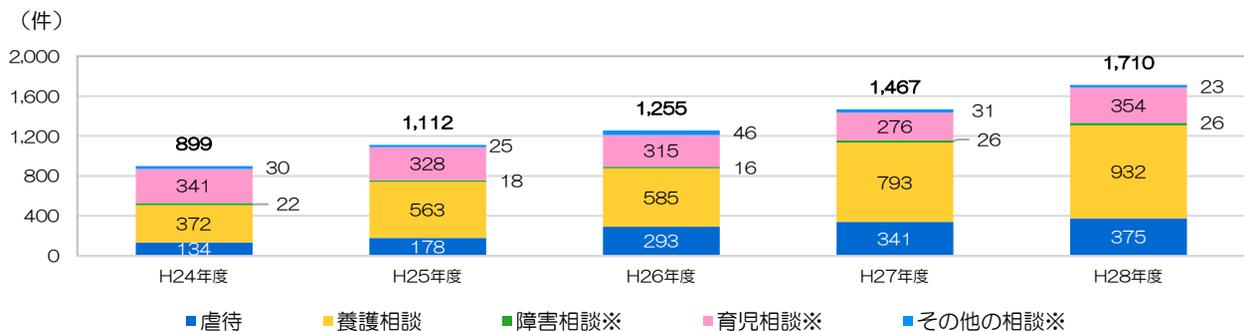


資料：調布市事務報告書（子ども政策課）

※依頼会員、協力会員は、両方会員を含む

◆子ども家庭支援センター相談内容・件数

全相談件数は増加傾向にあり、中でも虐待及び養護相談が増加しています



資料：調布市事務報告書（子ども政策課）

※障害相談：肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害等、重症心身障害、知的障害、自閉症等

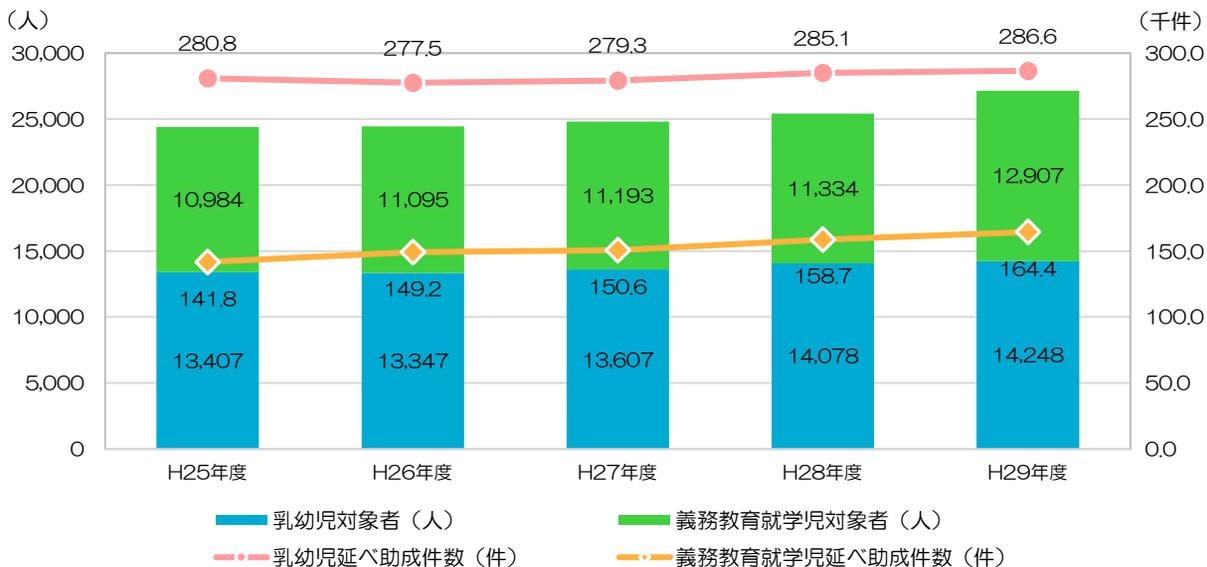
※育児相談：保健、性格相談、育児・しつけ、適正相談

※その他の相談：く犯行為、触法行為、不登校、その他の相談

04-2 子育て家庭の支援

◆医療費助成対象者数・延べ助成件数の推移

いずれも横ばいから微増傾向が続いています



資料：子ども家庭課

◆予防接種の実施状況

4種混合及び日本脳炎Ⅰ期、ヒブ及び小児用肺炎球菌は接種率が100%を超えています

種別	通知者数	実施者数	接種率
4種混合Ⅰ期 (ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ)	1回目	1,950	105.4
	2回目	-	105.7
	3回目	-	106.3
	追加	2,075	100.6
3種混合Ⅰ期 (ジフテリア、百日せき、破傷風)	1回目	1,950	0.0
	2回目	-	0.0
	3回目	-	0.0
	追加	2,075	0.1
2種混合Ⅱ期 (ジフテリア、破傷風)	1,819	1,182	65.0
急性灰白髄炎Ⅰ期 (ポリオ)※不活化ワクチン	1回目	1,950	0.2
	2回目	-	1.0
	3回目	-	1.3
	追加	2,075	5.0
麻しん風しん混合	Ⅰ期	2,075	97.0
	Ⅱ期	1,935	90.5
麻しん	Ⅰ期	2,075	0.0
	Ⅱ期	1,935	0.0
風しん	Ⅰ期	2,075	0.0
	Ⅱ期	1,935	0.0

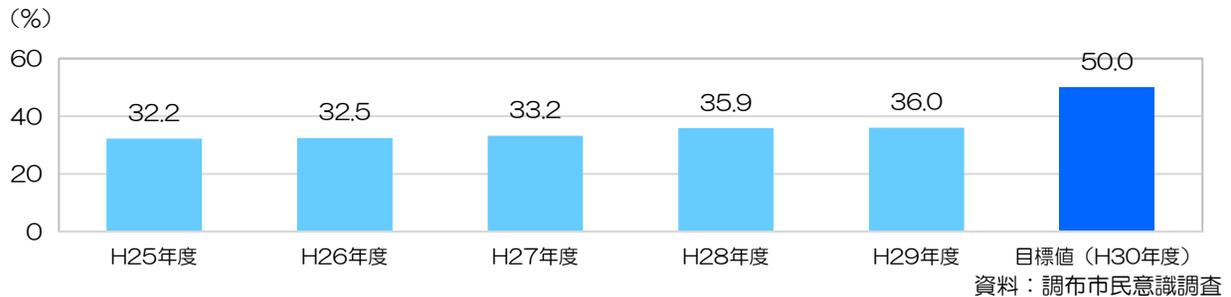
種別	通知者数	実施者数	接種率	
日本脳炎	Ⅰ期	1回目	1,924	113.2
		2回目	-	113.0
		追加	1,946	97.9
	Ⅱ期	1,825	86.4	
BCG	1,950	2,071	106.2	
ヒブ	1回目	1,950	106.1	
	2回目	-	105.9	
	3回目	-	105.8	
	追加	2,075	94.9	
小児用肺炎球菌	1回目	1,950	106.1	
	2回目	-	105.9	
	3回目	-	106.3	
	追加	2,075	98.0	
水痘	初回	2,075	97.7	
	追加	2,075	90.1	
B型肝炎	1回目	2,062	76.9	
	2回目	2,062	67.8	
	3回目	2,062	23.3	

資料：調布市事務報告書（平成28年度）（健康推進課）

04—3 子どもの健やかな成長の支援

【まちづくり指標】子ども家庭支援センターすこやか*などで児童虐待に関する相談を受け付けていることを知っている市民の割合

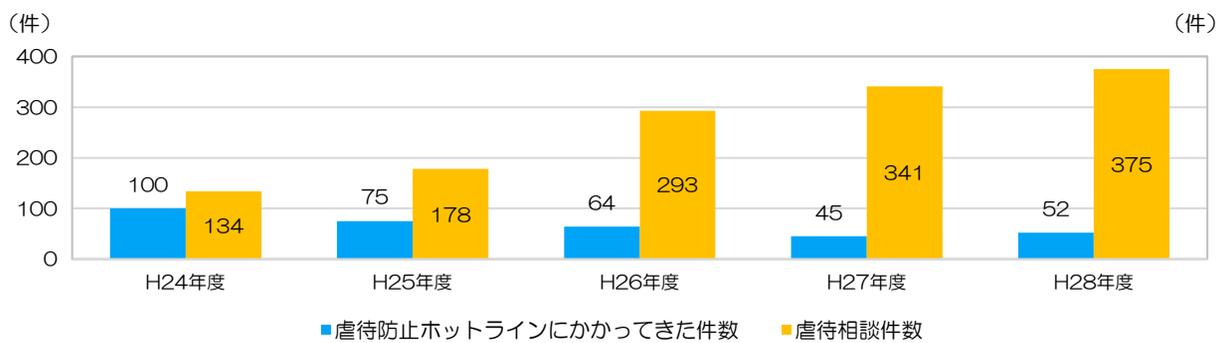
子ども家庭支援センターすこやかなどで児童虐待に関する相談を受け付けていることを知っている市民の割合は、年々微増しています
目標達成に向け、更なる周知啓発が必要です



※子ども家庭支援センターすこやか：子育てを応援する施設であり、交流事業や保育事業、相談事業等を行っている

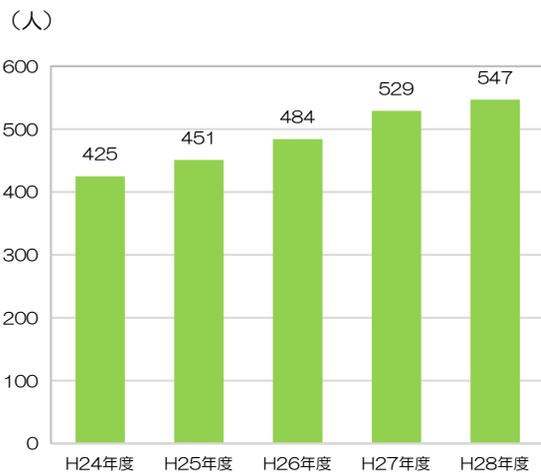
◆児童虐待防止センターにおける対応状況

相談件数は年々増加しています



◆子ども発達センター在籍児童

在籍児童は年々増加しており、支援が必要な児童が増えています



◆子ども発達センター支援数

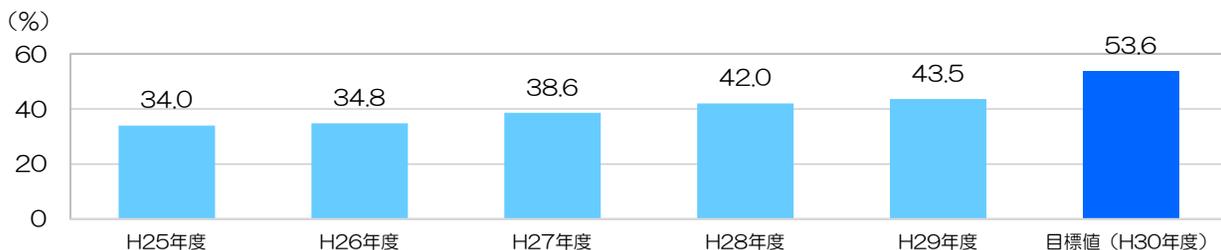
支援数は横ばいとなっています



04-4 保育サービスの充実

【まちづくり指標】 保育施設整備率*

施設整備が年々着実に進んでおり定員数は拡大していますが、同時に就学前児童数も増えており、保育施設整備率が計画どおり進捗していない状況です



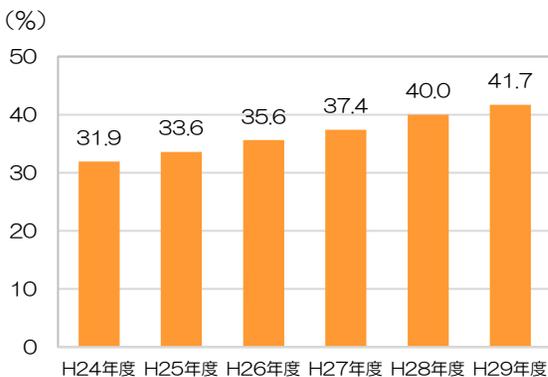
資料：調布市行政評価

※保育施設整備率：就学前児童人口に対する公的保育サービスの定員割合

◆就学前児童人口比率*

経年比較

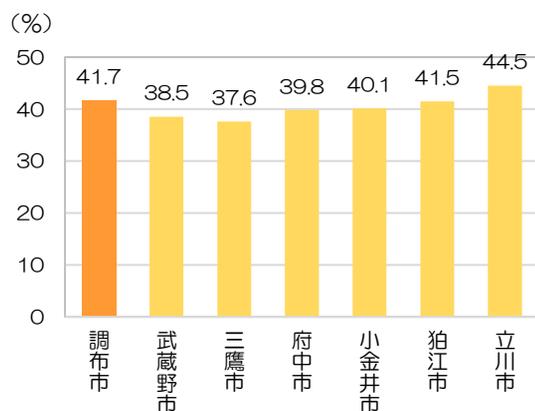
就学前児童人口に対する保育サービス利用率は、就学前児童人口と同様に増加しています



資料：東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課
「都内の保育サービスの状況について」

平成 29 年度比較 (4 月 1 日)

調布市は近隣自治体の中で 2 番目に就学前児童人口比率が大きくなっています

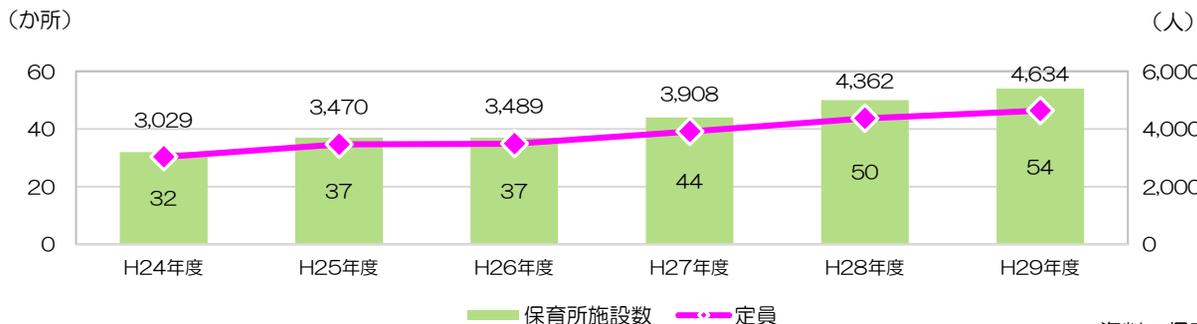


資料：東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課
「都内の保育サービスの状況について」

※就学前児童人口比率：保育サービス利用児童数を就学前児童人口で除した割合

◆保育所施設数及び保育所の定員

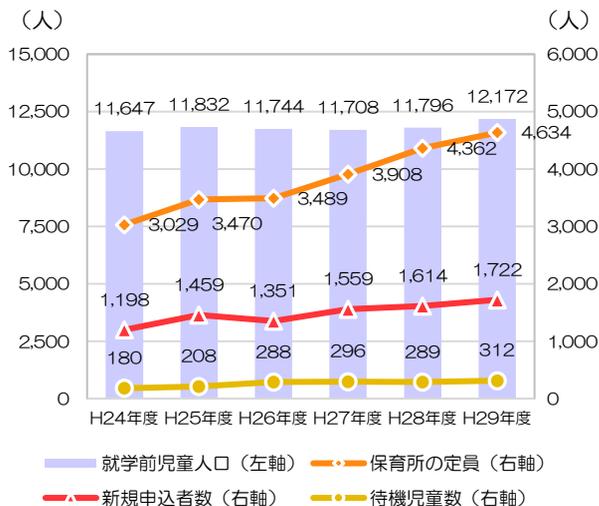
保育施設数は年々増加し、それに伴い保育所の定員も増加しています



資料：保育課

◆認可保育所の定員・入所児童数・待機児童数

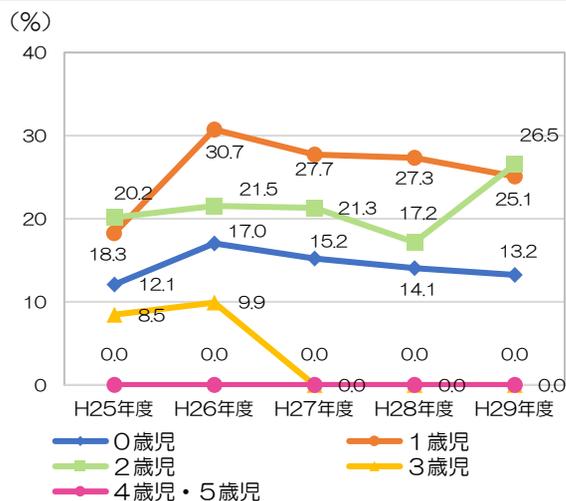
保育所の定員が増加する一方で、認可保育所の新規申込者数も年々増加し、待機児童数は近年横ばいとなっています
今後も待機児童数減少への対策が必要です



資料：保育課

◆年齢別保育所待機率*

平成 29 年度は、2 歳児が最も待機率が高く、3、4・5 歳児は待機が発生していません



資料：保育課

※保育所待機率：保育所入所待機児童数を保育所への入所申請がなされており入所条件を満たしている人数で除した割合

◆認可保育所以外の保育サービスの利用状況

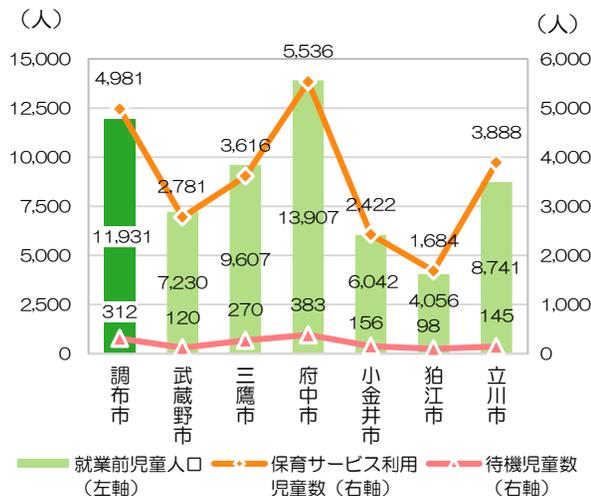
平成 26 年度から、利用者数は減少傾向にあります



資料：調布市事務報告書 (保育課)

◆近隣市の認可保育所の定員・入所児童数・待機児童数 (平成 29 年度比較)

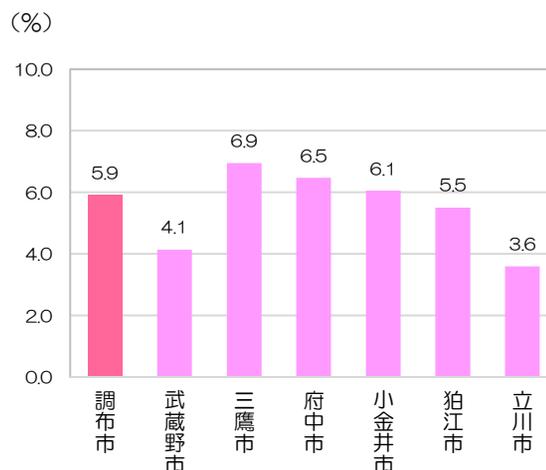
調布市は保育サービスを利用している児童が近隣自治体の中で 2 番目に多く、待機児童数も 2 番目に多くなっています



資料：東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課「都内の保育サービスの状況について 保育所入所待機児童数」

◆保育所待機率 (平成 29 年度比較)

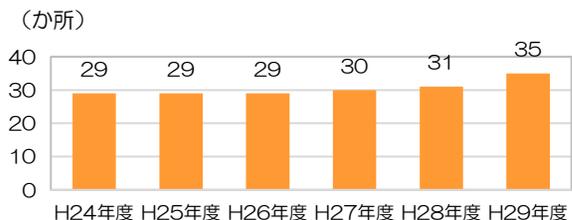
調布市は 4 番目に待機率が高くなっています



資料：東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課「都内の保育サービスの状況について 保育所入所待機児童数」

◆学童クラブ数の推移（各年度 4 月 1 日現在）

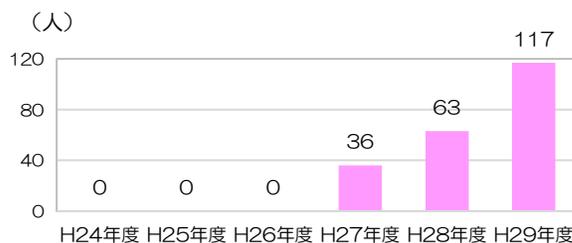
1 小学校区に 1 学童クラブを設置したため、学童クラブ数は増加しています



資料：児童青少年課

◆学童クラブ入会保留児童数

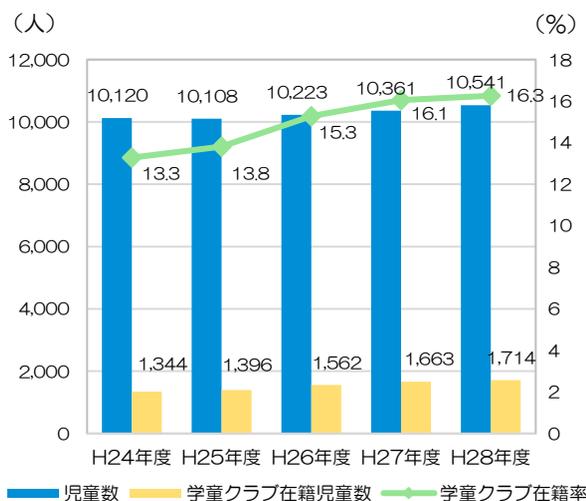
平成 26 年度までは入会保留児童はいませんでしたが、平成 27 年度から発生し、年々増加しています



資料：児童青少年課

◆学童クラブ利用状況

児童数は年々増加傾向にあり、学童クラブの在籍率も増加しているため、今後も学童クラブのニーズ増加が見込まれます



資料：調布市事務報告書（児童青少年課）
東京都総務局統計部人口統計課「学校基本統計（学校基本統計調査報告書）」

※児童数は各年 5 月 1 日現在、学童クラブ在籍児童数は各年 4 月 1 日現在

多様な主体との連携事例

「こどもとフラット」の運営支援

調布駅南口東地区の市街地再開発事業によって得られた市権利床を、子育て支援施策における行政課題への対応とともに、賑わいの創出を図る目的で、市内のNPO 法人と社会福祉法人が一体的に運営する子育て支援施設（カフェ、一時預かり及び定期利用保育施設、子育てひろば）として、両法人に無償で貸し付けています。調布駅前という利便性から、市内の多様な子育て支援団体等からの情報が集まる為、行政では得ることができない情報も含め、市と法人とで様々な情報交換を行い、イベント等実施の際は周知活動へも協力しています。

【所管課】

子ども生活部 子ども政策課

【協働のパートナー】

社会福祉法人 調布白雲福祉会（プレイセンターちょうふ運営者）、特定非営利活動法人 ちょうふ子育てネットワーク・ちょこネット（カフェ「aona」運営者）



＜プレイセンター調布の様子＞

基本目標 2 次代を担う子どもたちを安心して育てるために

施策 05 学校教育の充実

目的

＜対象＞小・中学生

＜意図＞基礎的な知識や社会性、体力が身に付き、自ら学び、考える力を培う

施策の方向

○次代を担う子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、主体的に考え、生きる力を育むための機会を推進するとともに、支援を必要とする子ども一人一人に応じた学びと成長を促します。また、そのために必要な環境を整えます。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
不登校児童・生徒の出現率（上段：小学校、下段：中学校）	0.57% 2.65% (H25)	0.4% 2.8%	0.57% 2.65%	0.42% 2.55%	0.41% 2.48%	- -	0.1% 1.0% (H30)
東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都全体の平均正答率を上回ったポイント数（上段：小学校、下段：中学校）	2.0 ポイント 2.0 ポイント (H26)	1.1 ポイント 2.1 ポイント	2.0 ポイント 2.0 ポイント	2.6 ポイント 2.0 ポイント	2.3 ポイント 0.5 ポイント	2.4 ポイント 0.1 ポイント	5.0 ポイント 5.0 ポイント (H30)
小児生活習慣病予防健診における正常及び管理不要の生徒の割合	82.3% (H26)	84.4%	82.3%	82.0%	80.8%	-	88.0% (H30)
特別支援教室の設置校数（小学校）	3 校 (H26)	3 校	3 校	20 校	20 校	-	20 校 (H28)
防災訓練の日の参加者数	2 万 8,077 人 (H26)	2 万 7,665 人	2 万 8,077 人	2 万 9,531 人	3 万 437 人	3 万 696 人	3 万人 (H30)
耐用年数を基本に屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合（上段：屋上防水、中段：外壁、下段：受変電設備）	66% 38% 93% (H26)	- - -	66% 38% 93%	84% 47% 96%	93% 71% 96%	96% 80% 96%	100% 100% 100% (H30)

その他

- 学校支援地域本部の設置（平成 29 年度末で小学校 6 校、中学校 5 校、計 11 校設置）
- 学習環境の改善（水飲栓の直結給水化：平成 28 年度完了）
- 給食室の老朽化対策に併せた食物アレルギー対応専用調理室の設置（平成 27 年度 2 校、28 年度 1 校）
- 小・中学校全校でオリンピック・パラリンピック教育を推進 など

■ 現状と課題

- 多様な教育課題や特色ある教育活動等について、教育プランに基づく施策を推進するとともに、調布市教育大綱に連なる 5 つの連携テーマに基づき、引き続き、市長部局と教育委員会が協議・調整を行い、効果的・効率的な教育行政を推進していく必要があります。
- 「調布市防災教育の日 実施結果報告書（平成 24～28 年度 5 年間の振り返り）」を踏まえ、関係機関等がさらなる連携に努め、災害時に即応できる実践的な体制を整備する必要があります。
- 児童・生徒数の増加に伴う教室等の整備、老朽化対策、学習環境の整備、避難所機能の整備は、平成 28 年度から平成 29 年度に実施した施設の耐久性調査等を踏まえ学校施設の整備方針を策定し、今後の対策を検討する必要があります。
- 新学習指導要領（平成 29 年 3 月 31 日改訂告示）は、知識の理解の質をさらに高め確かな学力を育成すること、道徳教育や体験活動を充実させることなどを基本的な考え方としています。小学校は平成 32 年度、中学校は平成 33 年度の全面実施に向けて、着実に取組を進めていく必要があります。
- 食物アレルギー対応については、「調布市立学校 食物アレルギー対応マニュアル」を適正に運用することで、事故が 2 度と起こらないよう、引き続き再発防止策を実施する必要があります。
- 経済格差の進行により、いわゆる貧困の連鎖が社会問題化しています。いじめ、不登校、虐待、貧困、問題行動などの課題や実態を的確に把握し、一人一人の「個」に応じた様々な支援を図る必要があります。
- 障害者差別解消法や教育機会確保法に基づき、子ども一人一人の能力や資質を伸ばす教育、自己肯定感を育む教育が一層求められている中、次期特別支援教育全体計画（平成 31～34 年度）を策定・推進し、特

別支援教育の充実を図る必要があります。

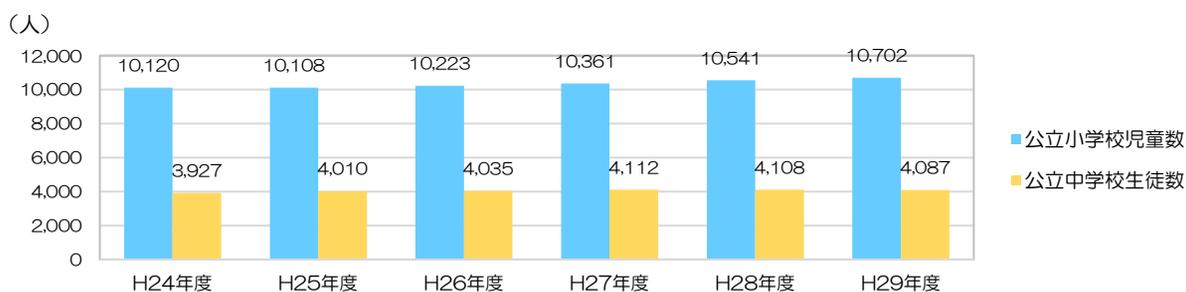
- 東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針及び調布市の取組方針等を踏まえ、多様な主体と連携・協働することにより、大会後のレガシー創出につながるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進する必要があります。
- 国連で採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGs（エスディーゼーズ）では、教育に関して、すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することを目標の一つとして掲げられています。

■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 平成 30 年度の調布市教育大綱及び調布市教育プランの改定に当たっては、次期基本計画との整合を図り、多様な教育課題への対応を図るための施策の実効性を高める必要があります。
- 今後の学校施設の整備については、基本計画や公共施設等総合管理計画、学校施設の整備方針などにに基づき、計画的かつ着実に整備を進める必要があります。
- 新学習指導要領を踏まえた対応を円滑かつ適切に実施できるよう、市教育委員会としての取組を検討し、段階的に進めていく必要があります。

◆公立小学校児童数,公立中学校生徒数

公立小学校児童数は年々増加傾向にあります。公立中学校生徒数は平成 27 年度より横ばい傾向になっています

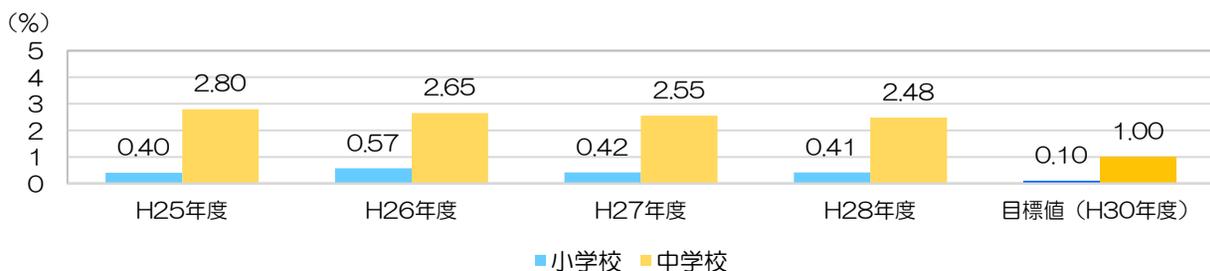


資料：東京都総務局統計部人口統計課「学校基本統計（学校基本調査報告書）」

05—1 豊かな心の育成

【まちづくり指標】不登校児童・生徒の出現率

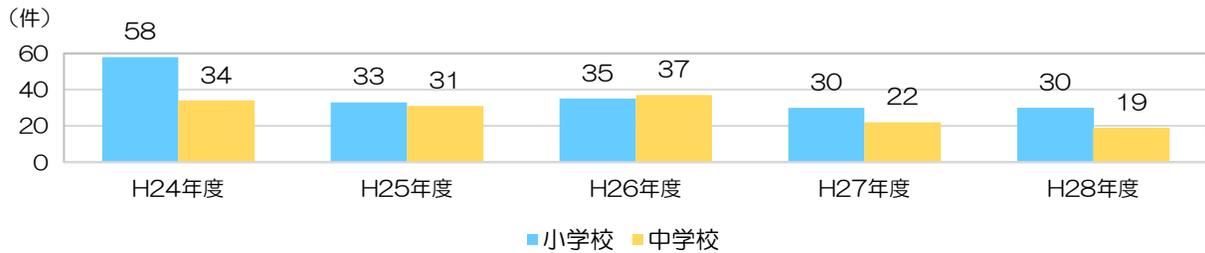
小学校は横ばいで推移していますが、中学校では年々減少しています
中学校の割合は、小学校の6倍となっています



資料：調布市行政評価

◆いじめ件数

小学校は横ばい傾向、中学校は減少傾向になっています



資料：教育総務課

◆オリンピック・パラリンピック教育の取組内容

調布市は、オリンピック・パラリンピック教育推進校として、公立小・中学校全 28 校が指定されています。スポーツを文化、教育と融合させ、人間の尊厳の保持と平和な社会を目指し、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てるとするオリンピックズムのもと、各教科等の時間を使って 4 つのテーマと 4 つのアクションを組み合わせた多彩な取組を推進しています。

【4 つのテーマ】 ○オリンピック・パラリンピックの精神、歴史 ○スポーツ交流

○国際理解・伝統文化・芸能 ○環境・ボランティア

【4 つのアクション】 ○学ぶ（知る） ○観る ○する（体験・交流） ○支える

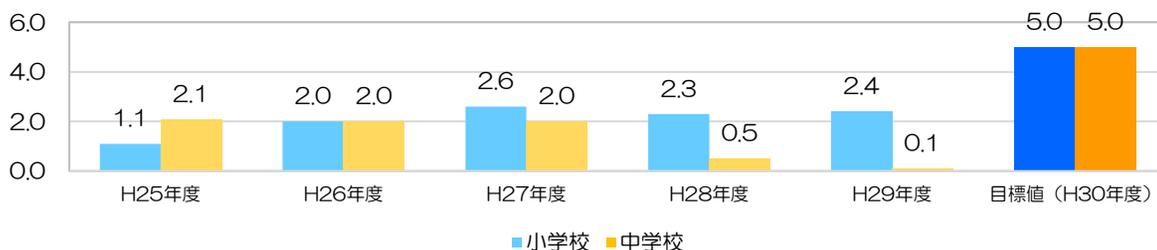
重点的に育てたい 資質・能力	小学校第 1,2 学年	小学校第 3,4 学年	小学校第 5,6 学年	中学校
①ボランティア マインド 社会に貢献しようとする 意欲や他者を思いやる心	・学校たんけん（生活科） 2 年生の児童が 1 年生の 児童を連れて、学校の中を 案内する。	・手話を学ぼう（総合） 誰もが安心して暮らせる 社会を目指し、福祉や環境 改善について考えを深め る。	・学校をきれいにしよう （特別活動） 落ち葉の時期に学校内外 の落ち葉掃きを実施し、学 校周辺をきれいにする活動 を行い、奉仕活動の良さを 理解する。	・クリーン作戦（特別活動） 地域清掃活動などのボラ ンティア活動を通して、開 催都市の住民として、ど のように関わられるかを考 える。
②障害者理解 障害の有無にかかわら ず、お互いを正しく理解し、 共に助け合い、支え合って 生きていく力	・ポッチャ体験（特別活動） ポッチャを通して、パラ スポーツに興味・関心を高 めるとともに、障害をもつ た方との交流を図る。	・パラリンピック競技を体 験しよう（総合） ゴールボールやパラ陸上 を体験することで、障害者 理解を深める。	・点字・アイマスク体験を しよう（総合） 社会福祉協議会の方々 に来ていただき、実際に体験 することで目の不自由な 方々の大変さを理解する。	・パラディスボール体験 （総合） アイマスクをして行うボ ールゲームを通して、見え ない体験や相手への配慮、 伝達することの大切さを理 解する。
③スポーツ志向 フェアプレーやチームワ ークの精神と、自ら健康づ くり意欲的に取り組む態 度	・走り方教室（体育） 陸上クラブの方々に来て いただき、正しい走り方を 知り、運動会に向けて意欲 をもって練習に取り組む気 持ちは養う。	・タグラグビー（体育） 集団対集団で競い合い、 仲間と力を合わせて競争す ることで、技能や態度を身 に付ける。	・フィギュアスケート（総 合） フィギュアスケーターの オリンピックを招聘し、実 際に演技を観たり、スケ ート靴を履いて取り組んだり する。	・フェンシング（総合） オリンピック大会で活躍 した選手にオリンピックや 練習での話を伺い、努力す ることの大切さを学ぶ。
④日本人としての 自覚と誇り 礼節を重んじ、他者を思 いやり、マナーを守り、助 け合って生活する態度	・思いやり・親切（道徳） 道徳の授業を要として、 学校教育全体を通しておも てなしの心を育成するとと もに、交流学習等を設定し、 道徳の実践力を養う。	・日本の伝統文化を体験し よう（総合） 和太鼓、お囃子等日本の 伝統文化を体験し、作法や 様式、現在の暮らしとのつ ながりについて理解する。	・日本の文化に親しもう （国語） 日本で生まれた書道につ いて、理解を深め、日本人 が昔から大切にしている伝 統や文化を JET 青年と交 流しながら味わう。	・マナー講座（道徳・総合） 国際線の客室乗務員から 学び、日本人としての思い やりの心もち、外国の方 を温かく迎え入れられる基 本的なマナーを理解する。
⑤豊かな国際感覚 世界の多様性を理解し、 世界各国の人と積極的にコ ミュニケーションを図ろう とする態度	・世界の料理（特別活動） 「世界の料理」の日に、 外国の方を招いて話を聞 き、日本と外国の文化につ いての理解を深める。	・ケニアの方のお話を聞こ う（総合） ケニアの方からの講演を 通して、アジアや外国の文 化を理解し、交流を深める。	・アメリカンスクールとの 交流（総合） 異国の文化や人々の生活 などについて、話を聞いたり、 体験したりすることで、 豊かな国際感覚を育成す る。	・サウジアラビア大使館の 方と交流しよう（特別活 動） サウジアラビアの方々 に来ていただき、サウジア ラビアの文化や言葉を知り、 日本の文化について伝え る。

資料：指導室

05—2 確かな学力の育成

【まちづくり指標】東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都全体の平均正答率を上回ったポイント数

小学校は平成 26 年度以降横ばいで推移しています
 中学校はこれまで横ばい傾向でしたが、平成 28 年度以降減少しています



資料：指導室

05—3 健やかな体の育成

【まちづくり指標】小児生活習慣病予防健診における「正常」及び「管理不要」の生徒の割合

小児生活習慣病予防健診における「正常」及び「管理不要」の生徒の割合は、微減傾向が続いています
 多くの生徒が生活習慣予防において問題がないものの、約 5 人に 1 人は生活指導等が必要となっています



資料：調布市行政評価

※要医学管理，要経過観察，要生活指導，管理不要，正常の 5 段階で評価

要医学管理：専門医による管理が望ましい

要経過観察：医師，学校，家庭などが連携して生活指導を行い，数ヶ月～1 年後に経過観察のための再検査を受けることが望ましい

要生活指導：学校，家庭などの連携の下に生活指導を行うことが望ましい

管理不要：要注意所見はあるが管理不要

正常：異常所見が見られない

◆体力・運動能力の状況（小中学校・学年別、平成 29 年度*）

全国平均・都平均を上回っている種目数は、男子と女子で大きな差は見られません
中 2 を比較すると、女子の方が男子より全国平均・都平均を下回っている種目が多くみられます

学年	性別	握力 (kg)			上体おこし (回)			長座体前屈 (cm)		
		調布市	都平均	全国平均	調布市	都平均	全国平均	調布市	都平均	全国平均
小 5	男子	16.1	16.6	17.0	20.3	20.3	20.2	33.7	33.5	32.9
	女子	16.1	16.2	16.8	19.4	19.4	18.8	38.8	38.2	37.6
中 2	男子	28.9	28.6	30.1	28.1	27.6	28.4	41.9	42.2	44.0
	女子	23.5	23.5	24.4	23.6	24.1	23.7	44.3	45.0	46.6

学年	性別	反復横とび (点)			持久走 (秒)			20m シャトルラン (回)		
		調布市	都平均	全国平均	調布市	都平均	全国平均	調布市	都平均	全国平均
小 5	男子	42.0	42.1	42.9	-	-	-	51.5	51.7	54.9
	女子	40.4	40.4	40.6	-	-	-	39.1	40.5	44.0
中 2	男子	53.4	52.4	53.1	380.1	385.4	370.8	87.3	83.2	90.8
	女子	46.7	47.1	47.0	291.6	286.4	278.4	60.4	57.5	61.9

学年	性別	50m 走 (秒)			立ち幅跳び (cm)			ボール投げ (m)		
		調布市	都平均	全国平均	調布市	都平均	全国平均	調布市	都平均	全国平均
小 5	男子	9.2	9.2	9.2	153.1	151.7	155.0	21.0	21.8	23.7
	女子	9.5	9.5	9.5	147.4	145.5	147.9	12.8	13.1	14.7
中 2	男子	8.0	7.9	7.8	195.8	194.2	197.7	20.2	20.3	21.5
	女子	8.9	8.8	8.7	164.4	168.3	170.7	12.1	12.5	13.5

※ 0.0 : 全国平均・都平均をどちらも上回っている 0.0 : 全国平均・都平均をどちらも下回っている

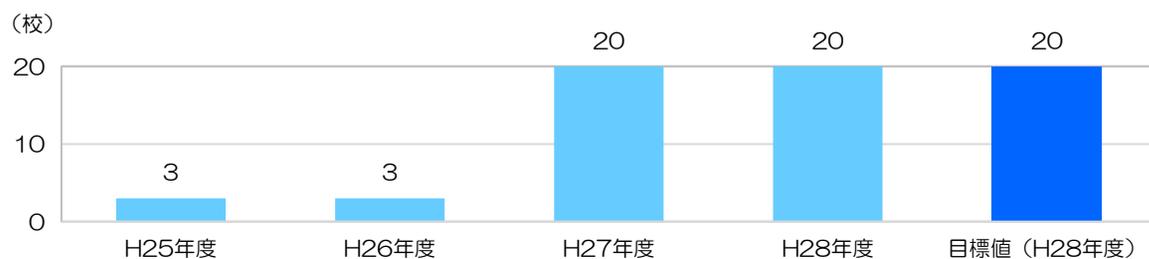
※調布市及び東京都平均は平成 29 年度、全国平均は平成 28 年度

資料：教育総務課

05-4 個性の伸長と協働の学校づくり

【まちづくり指標】 特別支援教室の設置校数（小学校）

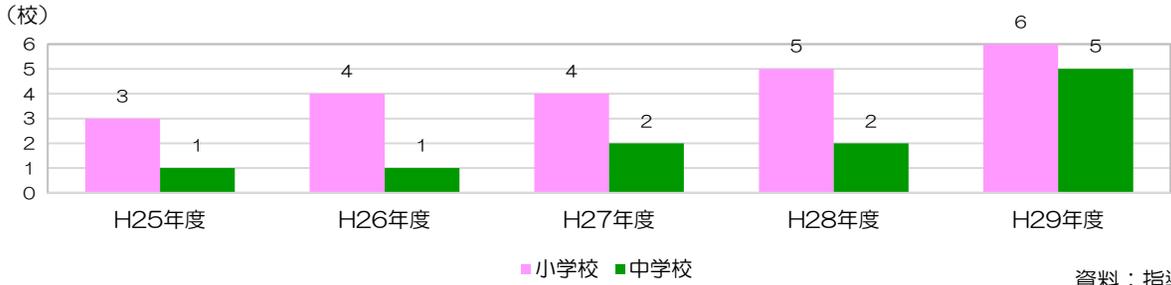
平成 27 年度以降、市内のすべての小学校に特別支援教室が設置されています



資料：調布市行政評価

◆学校支援地域本部の設置校数（累計）

各年とも着実に設置校数を増やしています
今後も市立小・中学校全校設置に向け、計画的に進めていく必要があります



◆小・中学校選択制の実施状況（平成 29 年度比較）

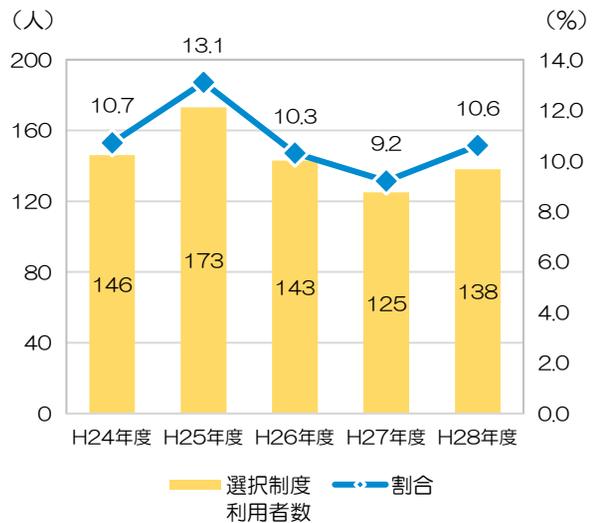
近隣では選択制を実施している自治体は少ないですが、調布市は中学校の自由選択制を実施しています

自治体	小学校	中学校
調布市	-	自由選択制
武蔵野市	-	-
三鷹市	-	-
府中市	-	-
小金井市	-	-
狛江市	-	-
立川市	隣接区域選択制 (選択校が、通学区域の学校よりも距離が近い場合)	隣接区域選択制 (選択校が、通学区域の学校よりも距離が近い場合)

資料：東京都教育庁「学校選択制の実施状況（平成 29 年度予定）」

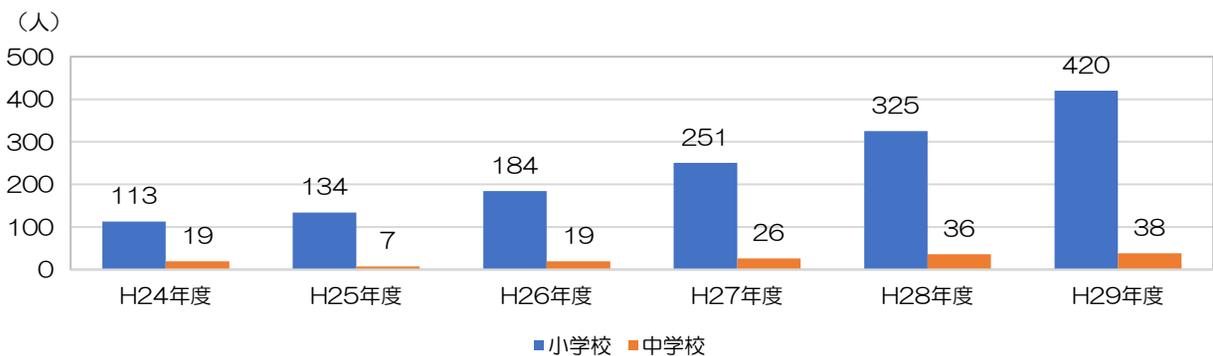
◆学校選択制度（自由選択制）を利用して指定通学区域以外の中学校に入学した生徒数

市内の公立中学校生徒の 1 割程度が学校選択制度を利用しています



◆調布市における通級による指導（自閉症・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害）を受けている児童・生徒数の推移（平成 29 年 4 月 1 日現在）

調布市における通級による指導を受けている児童・生徒数は年々増加しています



05—5 安全・安心な学校づくりの推進

【まちづくり指標】防災教育の日の参加者数

平成 24 年度の開始以降年々参加者は増加し、平成 28 年度には地域や保護者の参加人数の増加や、避難所担当者や初動要員などの市職員の参加の増加により、参加者数が 30,000 人を上回り、目標値を達成しています

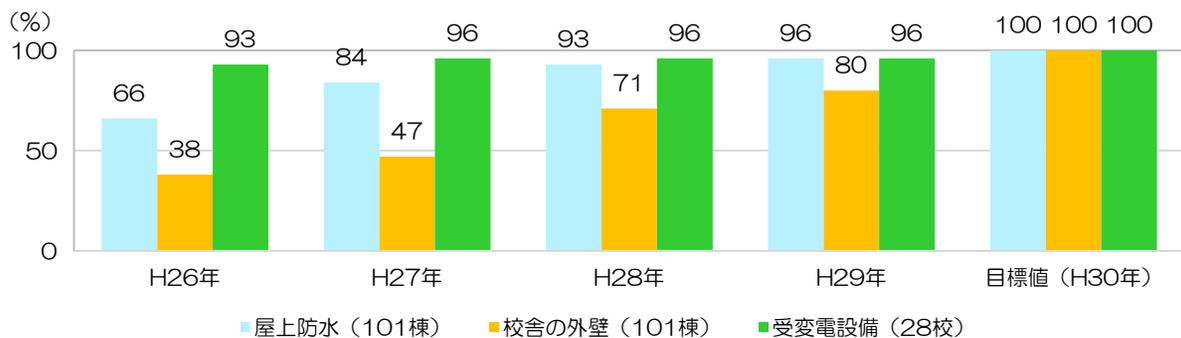


資料：調布市行政評価

05—6 学校施設の整備

【まちづくり指標】耐用年数を基本に屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合

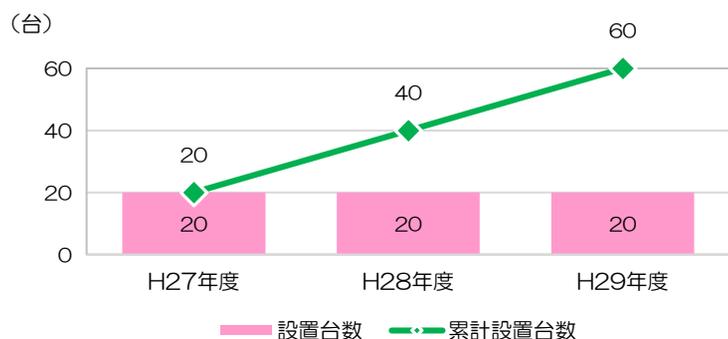
老朽化した学校施設の維持保全を図るため、優先度の高い屋上防水・校舎の外壁・受変電設備の予防保全が進んでいます。目標達成に向けて、引き続き計画的に取り組む必要があります



資料：調布市行政評価

◆小学校の通学路を撮影する防犯カメラ設置台数【再掲 (施策 02)】

全小学校 (20 校) に対して、各年 1 台ずつ防犯カメラを設置しており、通学路における安全対策の取組を進めています。



資料：学務課

多様な主体との連携事例

学校支援地域本部の取組

地域の子どもは地域で育てることを基本とし、学校の求めに応じて、地域のボランティアが学校を支援する活動に参加できる仕組みづくりとして、学校支援地域本部の活用や学校ボランティア及び協力員を活用した支援体制の構築を図り、地域に開かれた教育活動を推進しています。

【所管課】

教育部 指導室

【協働のパートナー】

学校ボランティア及び協力員



<サマーチャレンジわかば28
(若葉小学校)の様子>

基本目標 2 次代を担う子どもたちを安心して育てるために

施策 06 青少年の健全育成

目的

《対象》青少年

《意図》自覚と責任を持って社会生活をおくることができる

施策の方向

○青少年が次代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活をおくることができるよう、健全育成の場の提供、地域活動において活躍できる人材の育成や非行防止活動、自立支援について、家庭、学校、地域、行政が一体となった取組を推進します。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
リーダー養成講習会の参加者数	429 人 (H25)	429 人	407 人	393 人	369 人	360 人	1,600 人 (4 年累計) (H27~H30)
青少年ステーションの利用者数	3 万 591 人 (H25)	3 万 591 人	2 万 8,228 人	3 万 1,021 人	2 万 7,940 人	-	3 万 5,000 人 (H30)

その他

- 放課後遊び場対策事業ユーフォーと学童クラブの連携による一体的な運営の開始（平成 27 年度）
 - 子ども・若者総合支援事業（相談事業・学習支援事業・居場所事業）「ここあ」の開始（平成 27 年 10 月）
 - 「首都大学 東京子ども・若者貧困研究センター」と連携した「調布市子どもの生活実態に関する分析報告書」の作成（平成 28 年度）
 - 子ども・若者育成支援推進法に基づく「調布市子ども・若者支援地域協議会」の設置（平成 29 年度）
 - ステップアップホーム事業（児童養護施設退所者等の自立に向けた居住・相談支援）の開始（平成 29 年度）
- など

■ 現状と課題

- 国は、子ども・若者の健全な育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう総合的な支援を推進するため、平成 22 年 4 月に子ども・若者育成支援推進法を施行し、平成 22 年 7 月に子ども・若者ビジョンを策定しました。
- 東京都は、平成 27 年 8 月に同法に基づく「東京都子供・若者計画」を策定し、社会的自立に困難を有する子供・若者に対して都が取り組むべき方向性を明らかにしました。
- 市では、平成 27 年 3 月に策定した「調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）」において、困難を有する若者への支援（調布市子ども・若者計画）を位置付け、各種取組を推進しています。平成 27 年度から、社会生活を円滑に営むうえでの困難を抱える子ども・若者を対象に、相談・学習支援・居場所の 3 つの事業を一体的に実施する子ども・若者総合支援事業「ここあ」を実施しています。
- 東京都が平成 28 年 8 月から 9 月にかけて実施した「東京都子供の生活実態調査」の調査結果をもとに、「首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター」の協力を得て、調布市の子どもの生活実態を明らかにし、必要な考察を得ることを目的に、「調布市子どもの生活実態に関する分析報告書」を取りまとめました。
- 青少年の健全育成に向けた居場所・活動場所として、多くの青少年が児童館や青少年ステーション、青少年交流館等を利用しており、引き続き、利用者のニーズを踏まえた特色ある事業を実施していく必要があります。
- 平成 28 年度に学識経験者や公募市民で構成する「児童館のあり方検討委員会」を開催し、今後の児童館の役割や機能などのあり方について検討を行い、報告書を取りまとめました。この報告書の提言を踏まえつつ、児童館の在り方や運営における課題や方向性を整理し、次期基本計画への位置付けについて、検討していく必要があります。
- 小学生の放課後における安全な遊び場や居場所を確保するため、学童クラブと放課後子ども教室事業ユーフォーによる一体的運営を引き続き推進する必要があります。
- 青少年の健全育成の場であるリーダー養成講習会を通じて、地域等で活躍できるジュニアリーダーやシニアリーダーを養成しています。今後も地域で活躍できるリーダーの養成を推進していく必要があります。

■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

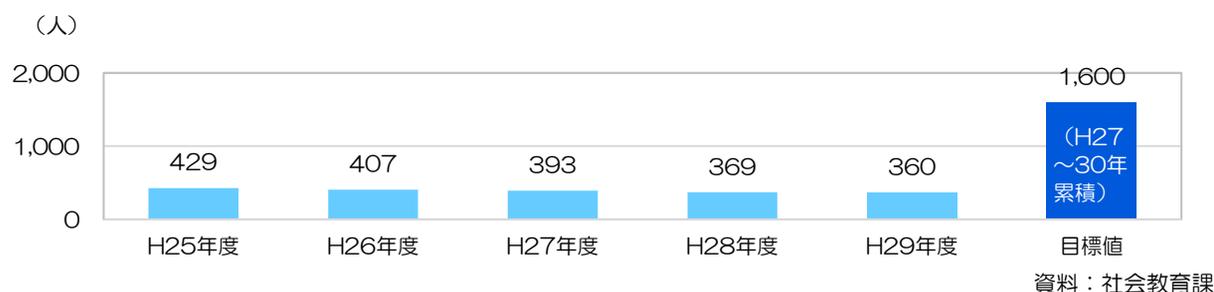
- 次代を担う全ての子ども・若者が社会の一員として自覚と責任を持って社会生活をおくることができるよう、青少年の健全な成長を支援していく必要があります。
- 子ども・若者支援、子育て支援の重要な拠点の一つである児童館については、「児童館のあり方検討委員会」の報告を踏まえ、市のその他の施策と整合を図りつつ、次期基本計画に位置付ける内容を検討する必要があります。
- 生活困窮世帯、フリーターやひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を抱える若者の自立支援に向け、調布市子ども・若者支援地域協議会によるネットワークを通じ、関係機関が連携して取り組むことにより、子ども・若者支援を推進する必要があります。
- 今後の子ども・若者施策の検討に当たっては、市が独自に行った生活実態に関する分析を有効に活用していく必要があります。

06—1

青少年の健全な成長の支援

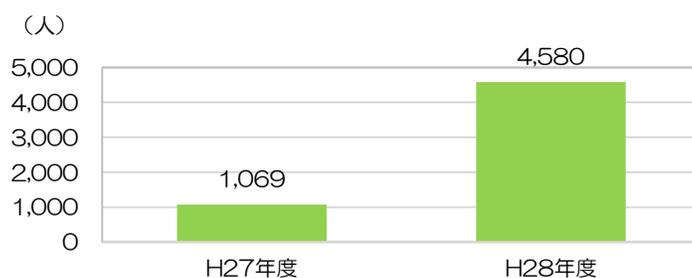
【まちづくり指標】リーダー養成講習会の参加者数

リーダー養成講習会の参加者数は年々微減傾向がみられます
目標値達成のため、今後参加を促進していく必要があります



◆子ども・若者総合支援事業の施設利用者数（延べ）

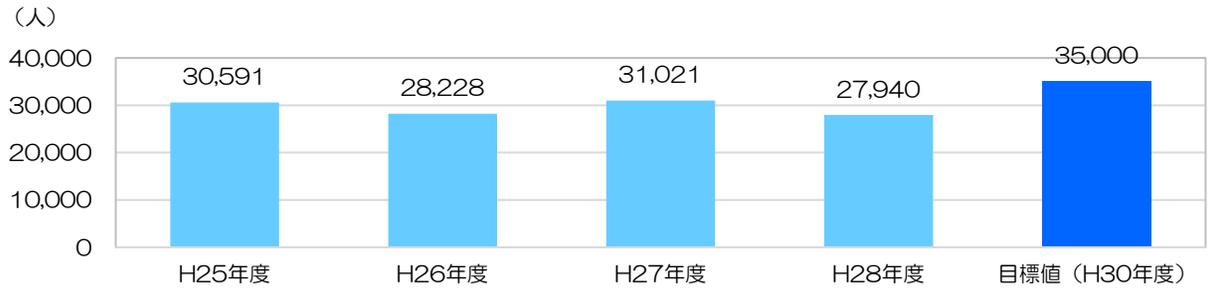
平成 28 年度は事業を開始した平成 27 年度の 4 倍以上の人が利用しました



06-2 青少年の居場所づくり

【まちづくり指標】青少年ステーションの利用者数

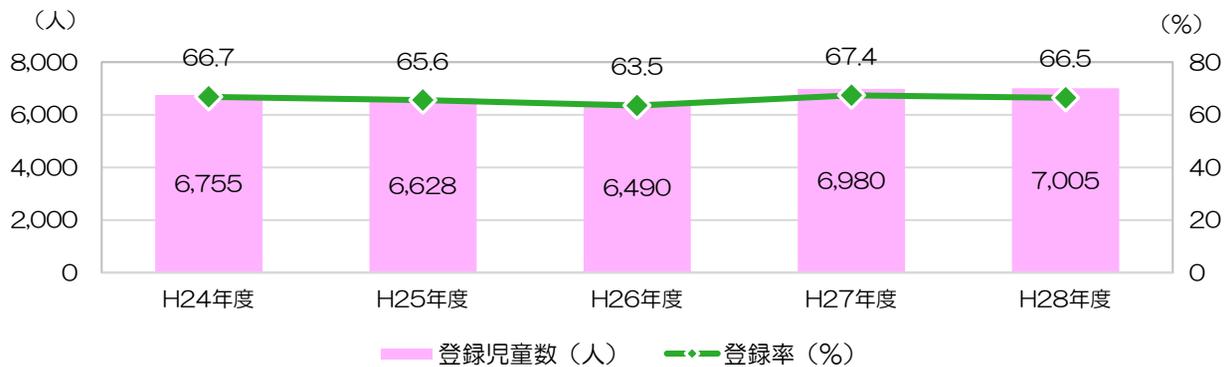
青少年ステーションの利用者数は、30,000 人前後と概ね横ばいで推移しています



資料：調布市事務報告書（児童青少年課）

◆ユーフォアの登録状況

ユーフォアの登録児童数は増加傾向ですが、登録率は横ばいで推移しています



資料：調布市事務報告書（児童青少年課、社会教育課）

※登録率は、全校児童数に占めるユーフォア登録者数の割合であり、東京都総務局統計部人口統計課「学校基本統計（学校基本統計調査報告書）」を用いて算出

多様な主体との連携事例

調布市子ども・若者支援地域ネットワーク

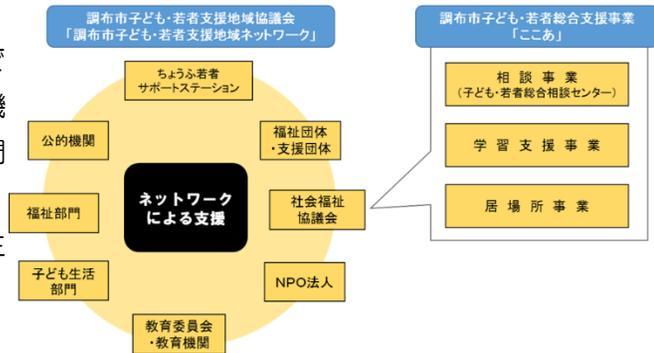
市内において社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした支援を行っていくことにより、困難を有する子ども・若者の自立した社会生活の実現を図ります。

【所管課】

子ども生活部 児童青少年課

【協働のパートナー】

ちょうふ若者サポートステーション、ちょうふ子育てネットワーク・ちょこネット、調布センターたけのこ他



<「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」>

基本目標 3 だれもが安心して、いきいきと暮らすために

施策 07 共に支え合う地域福祉の推進

目的

＜対象＞市民、地域活動団体、福祉サービス事業者、福祉団体
 ＜意図＞地域で役割分担して暮らしを支え合うことができる

施策の方向

○だれもが住み慣れた場所でいきいきとした生活を送ることのできるよう、豊かであたたかな地域で支え合うまちづくりを推進するとともに、市民主体の地域福祉の輪を広げます。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
地域福祉コーディネーターの活動件数	3,403 件 (H25)	3,403 件	6,351 件	1 万 1,845 件	1 万 2,071 件	-	6,800 件 (H28)
ボランティア登録団体数	123 団体 (H25)	123 団体	119 団体	121 団体	-	132 団体	155 団体 (H30)

その他

- 地域福祉コーディネーターの配置（平成 27 年度 2 名増配置、計 4 人）
- 福祉人材育成支援センターの開設（平成 27 年度）
- 調布市民福祉ニーズ調査の実施（平成 28 年度）
- 地域福祉計画・高齢者総合計画・障害者総合計画の福祉 3 計画の改定に併せた統一的な福祉圏域の設定
- 市内におけるひだまりサロンの活動（110 箇所）（平成 30 年 2 月現在） など

■ 現状と課題

- 地域では、様々な団体活動や個人、事業者によって地域福祉の取組が行われていますが、身近な地域でなければ発見・解決が困難な、虐待、孤立等の問題など、地域の様々な課題の共有や連携が必要な場面が多くなっています。地域での福祉を推進するため、各種活動団体間のネットワーク化を図るなど、地域の課題を共有する仕組みづくりを行う必要があります。
- 地域共生社会の実現に向け、地域で福祉の生活課題を抱える高齢者や障害者、生活に困窮する人などに対し、必要な支援や課題解決等につなげる地域福祉コーディネーターを段階的に増配置していく必要があります。
- 団塊世代の退職者など、仕事を中心とした生活から地域を中心とした生活へと移行する人が増えていることから、今後地域福祉活動への参加者のすそ野を広げる必要があります。専門的な知識・技能を習得できるよう、総合的・効率的に人材を育成していく必要があります。
- 地域において、だれもが気軽に相談できる体制や支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、相談窓口の周知をはじめ各種福祉サービスなどの情報提供の充実を図っていく必要があります。
- 社会福祉法人に対する指導監査を引き続き実施するとともに、社会福祉法人と社会福祉施設等との一体的な指導監査の実施について検討する必要があります。

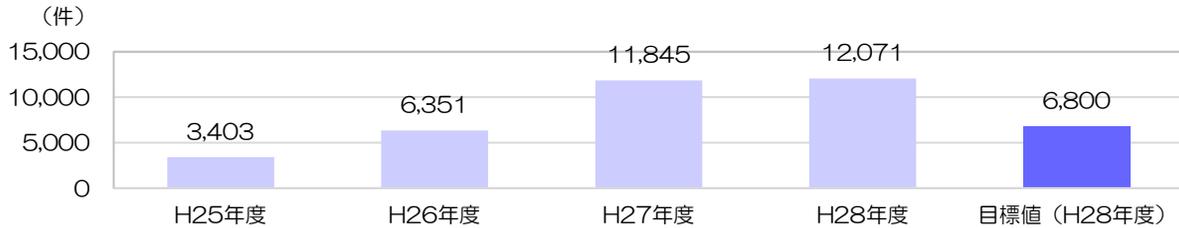
■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 地域共生社会の実現に向けた取組や団塊の世代の全てが後期高齢者となる 2025 年問題への対応を図るため、地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画のいわゆる福祉 3 計画の施策を有機的に展開し、推進していくとともに、地域におけるトータルケアを推進していく必要があります。
- 調布市福祉人材育成センターにおいて、介護事業者等における専門的な人材の育成を図るとともに、福祉サービスの担い手となる市民の育成や参画を図る必要があります。
- 福祉施策全般の動向等を踏まえ、地域福祉コーディネーターを段階的に増配置していく必要があります。

07-1 地域が一体となった福祉のまちづくりの推進

【まちづくり指標】地域福祉コーディネーターの活動件数

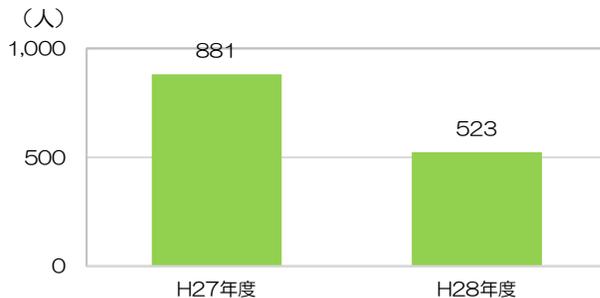
平成28年度の活動件数は12,071件で、目標値の2倍近くとなっており、地域福祉コーディネーターの活動が地域に浸透してきています



資料：福祉総務課

◆福祉人材育成事業の利用者数（延べ）

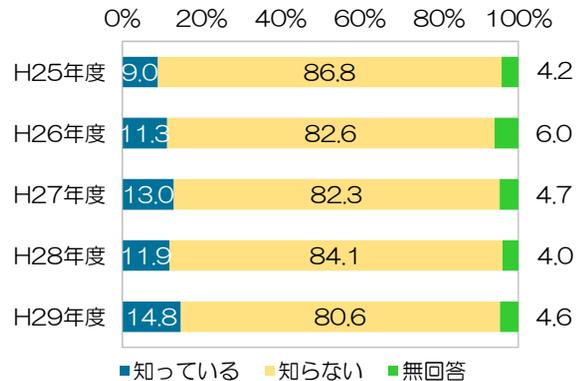
平成28年度は平成27年度より4割ほど利用者数が減少しています
これは、平成27年度は事業周知を目的とした集客が見込まれる講演会を開催したためです



資料：調布市行政評価

◆地域福祉や高齢者福祉に関する相談窓口を知っている市民の割合

相談窓口を知っている市民の割合は、増加傾向にありますが、知らない市民は依然として8割以上です

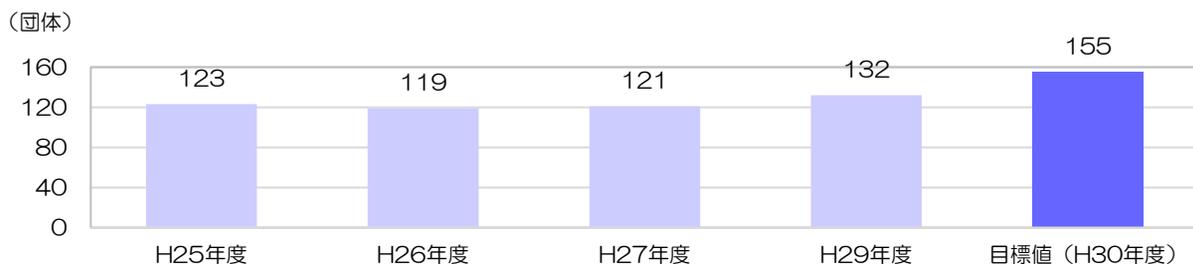


資料：調布市民意識調査

07-2 参加と協働による地域福祉活動の推進

【まちづくり指標】ボランティア登録団体数

ボランティア登録団体数は横ばいの状態が続いていましたが、平成29年度は増加しました
目標の達成を目指し、市民活動支援センターを中心に、継続的・効果的な支援を検討する必要があります



資料：福祉総務課
※平成27年度より隔年調査

◆ひだまりサロン登録団体数

ひだまりサロンは、地域の中で孤立することなく、お互いに支え合い助けあって、健康で安心した生活が送れるような憩いの場です
 サロン数は増加していますが、さらに、市民に広く周知していく必要があります



資料：福祉総務課

◆近所づきあいの状況
市民調査

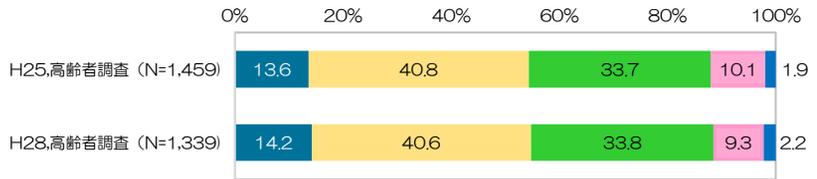
平成 25 年と平成 28 年では、
ほぼ横ばいの状態が続いています



- 家を行き来するなど、親しく近所づきあいをしている
- 立ち話をする程度のつきあいをしている
- あいさつをする程度のつきあいをしている
- 近所づきあいをしていない
- 無回答

高齢者調査

平成 25 年と平成 28 年度では
ほぼ横ばいの状態が続いています

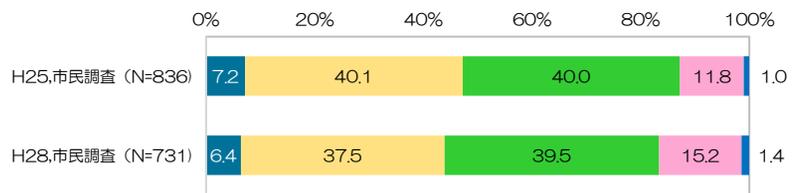


- 家を行き来するなど、親しく近所づきあいをしている
- 立ち話をする程度のつきあいをしている
- あいさつをする程度のつきあいをしている
- 近所づきあいをしていない
- 無回答

資料：調布市福祉ニーズ調査

◆地域のつながりを感じる程度
市民調査

平成 28 年度は地域のつながりを感じない人がやや増加しています



- とても感じる
- 少し感じる
- あまり感じない
- 感じない
- 無回答

高齢者調査

半数程度が地域のつながりを感じないと回答しています



- とても感じる
- 少し感じる
- あまり感じない
- 感じない
- 無回答

資料：調布市福祉ニーズ調査

※市民調査の対象は 18 歳以上 64 歳以下の市民、高齢者調査の対象は 65 歳以上の市民

多様な主体との連携事例

福祉人材育成事業

専門性を備えた福祉人材の確保・育成を総合的に推進するため、地域密着型の研修・育成拠点を整備し、地域に密着した就労に向けてコーディネート等も含め、将来にわたり福祉・介護ニーズを的確に対応できる人材を安定的に確保します。運営委員会には、市をはじめ、ゆうあい福祉公社、社会福祉事業団、社会福祉協議会等が参加し、事業を推進しています。



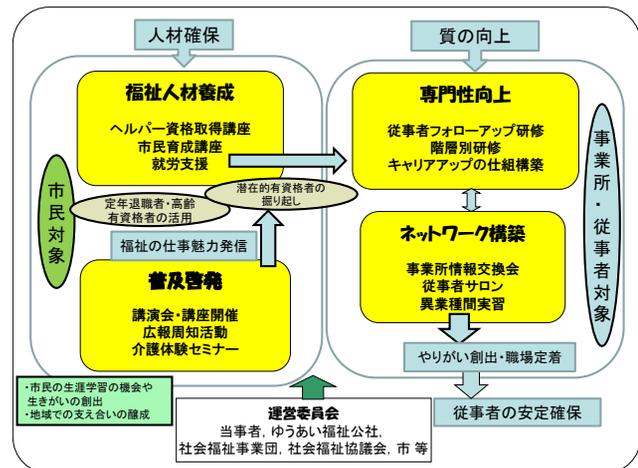
<研修の様子>

【所管課】

福祉健康部 障害福祉課

【協働のパートナー】

調布市福祉人材育成センター運営委員会



<福祉人材育成拠点の整備事業イメージ>

基本目標 3 だれもが安心して、いきいきと暮らすために

施策 08 高齢者福祉の充実

目的

〈対象〉概ね 65 歳以上の市民

〈意図〉住み慣れた地域で安心して生きがいを持ち、健康的に暮らし続けることができる

施策の方向

○高齢になっても、住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らし続けられるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいが包括的、継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
地域包括支援センターを知っている高齢者の割合	50.0% (H26)	39.7%	50.0%	52.1%	50.0%	57.5%	60.0% (H30)
健康ではりのある生活のため、趣味活動や地域活動に参加している高齢者の割合	42.2% (H26)	39.3%	42.2%	41.8%	41.7%	40.9%	50.0% (H30)
地域密着型サービス事業所数	18 箇所 (H26)	18 箇所	18 箇所	18 箇所	42 箇所	41 箇所	21 箇所 (H29)

その他

- 高齢者人感センサー安否通報システム事業の開始（平成 27 年度）
- 市全域を活動範囲とする第 1 層生活支援コーディネーターの配置（平成 28 年度）
- 市民に身近な地域を活動範囲とする第 2 層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置（平成 29 年度）
- 介護予防・日常生活支援総合事業の開始（平成 28 年度） など

■ 現状と課題

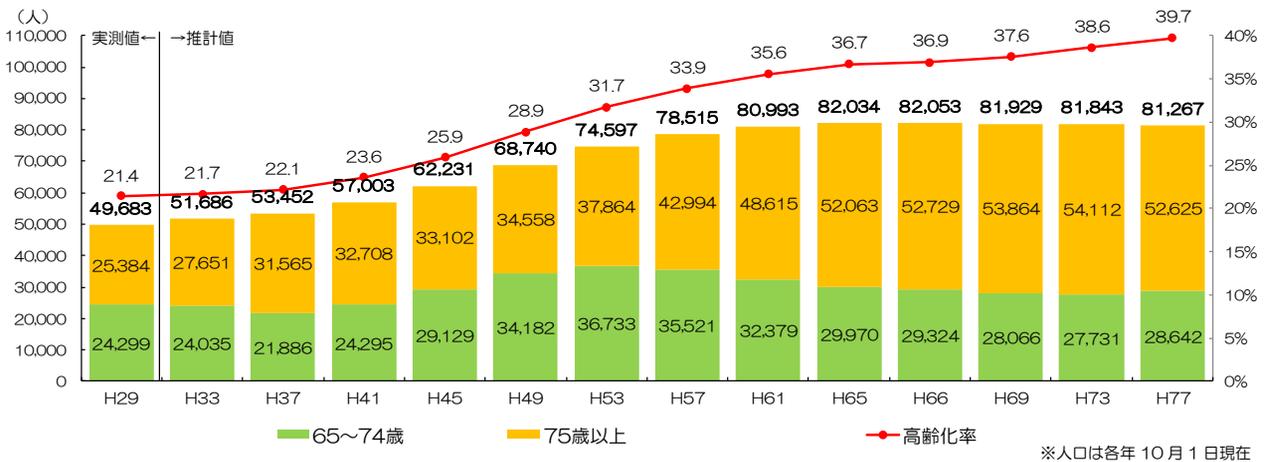
- 調布市の高齢化率は平成 29 年 10 月 1 日現在で 21.4%であり、超高齢社会を迎えています。
- 調布市の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、平成 29 年 10 月 1 日現在 9,940 人で、認定率は 19.5%となっています。
- 団塊世代が全て後期高齢者となる 2025 年には、高齢者の 5 人に 1 人は何らかの認知症症状があるといわれています。多職種が連携した支援と認知症があっても安心して暮らせる地域づくりが必要です。
- 要介護者の多くは、介護ニーズとともに様々な持病や身体機能の低下に伴う病状の悪化などの医療ニーズを抱えていることから、医療と介護の連携を強化し、在宅においても介護サービス、医療サービスともに受けられる体制づくりを進めていく必要があります。
- 要支援・要介護状態を未然に防ぐため、高齢者の社会参加や健康づくりの促進に資する場を提供するなど、高齢者のニーズに合った介護予防事業を推進していく必要があります。
- 高齢者が安心して地域で生活を続けるためには、生活の基盤となる住環境の整備が重要です。特別養護老人ホームや地域密着型サービス等の基盤整備については、介護給付費の伸びと介護保険料の上昇のバランスに慎重に配慮しながら、第 7 期高齢者総合計画に基づき整備していく必要があります。
- 介護者に対する支援として、介護者同士の交流の場の充実、介護者の一時的な休息の機会の確保を行うほか、介護者の心身の負担軽減が図られるよう取組を検討、推進する必要があります。
- 地域包括支援センターがその役割を果たしていけるよう、高齢者人口の増加にあわせた配置人員を検討していく必要があります。
- 支え合いの地域づくりを推進していくため、第 2 層「地域支え合い推進員」の全生活圏域への配置を段階的に進めていく必要があります。
- 平成 30 年 2 月に閣議決定された高齢社会対策大綱の趣旨では、今後到来する本格的な超高齢社会を見据え、いわゆる高齢期になっても就業・社会参加などに意欲のある方に対して、その能力を発揮できる環境整備を進めることとしています。

■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 高齢者が住みなれた地域で安心して生きがいをもって暮らし続けられるよう、団塊の世代が全て後期高齢者となる 2025 年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進と自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域づくりを進めていく必要があります。
- 第 7 期高齢者総合計画に掲げた「介護予防の取組」、「ケアラー（介護者）支援」、「在宅医療・介護の連携の推進」、「住まい・介護基盤の整備」、「認知症施策の充実」の 5 つの重点施策を推進する必要があります。
- 高齢者が要介護状態にならず元気に暮らしていただけるよう介護予防を推進していくほか、介護保険事業を円滑かつ適正に運営していく必要があります。
- 地域福祉・高齢福祉・障害者福祉等の分野を超えた連携が図れるよう、平成 29 年度に見直した福祉圏域を踏まえ、地域包括支援センター担当区域の再編を検討する必要があります。

◆65 歳以上の人口・高齢化率の推移・将来推計

高齢化率は増加し、平成 77 年には現在の約 2 倍になると推計しています

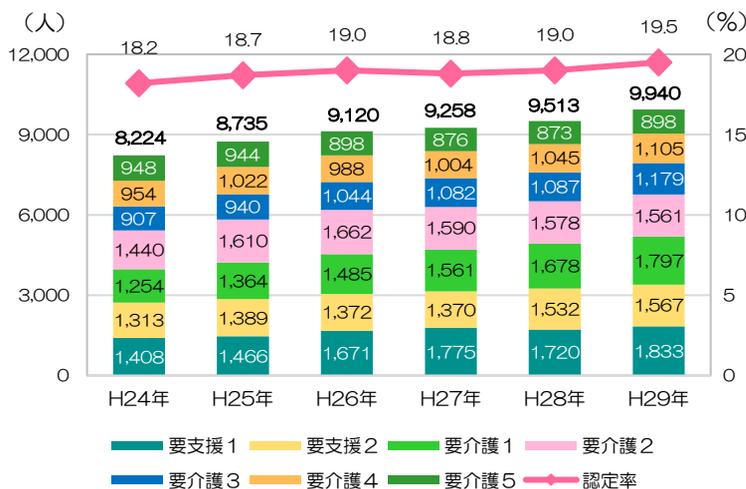


資料：調布市の将来人口推計（平成 30 年 3 月）

◆要介護認定者数、認定率

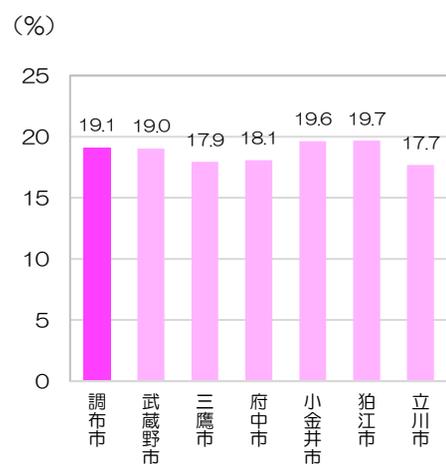
認定者数は年々増加傾向にあり、とりわけ要支援者数が増加しています
 要介護認定率は、ほぼ横ばいの状態が続いています
 近隣自治体も概ね 2 割弱となっています
 今後も認定者数の増加に伴い、更なる取組が必要となります

経年比較（各年 10 月 1 日現在）



資料：第 7 期調布市高齢者総合計画

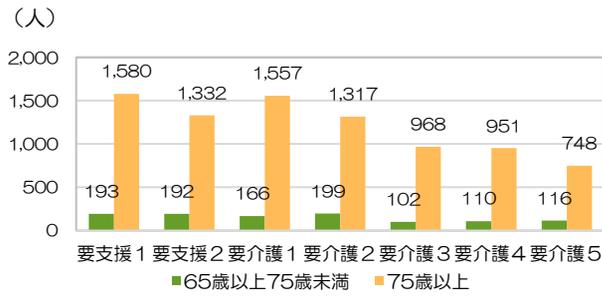
認定率（平成 28 年 1 月比較）



資料：東京都福祉保健局総務部総務課「福祉・衛生統計年報」

◆年齢別要介護認定者数（平成29年3月現在）

要支援・要介護共に、75歳以上が多くなっています



資料：高齢者支援室

◆介護給付費の推移

介護給付費は年々増加しています

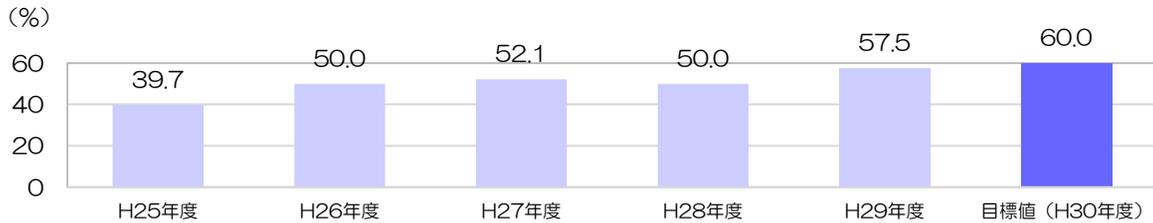


資料：調布市事務報告書（高齢者支援室）

08-1 在宅生活の支援

【まちづくり指標】地域包括支援センターを知っている高齢者の割合

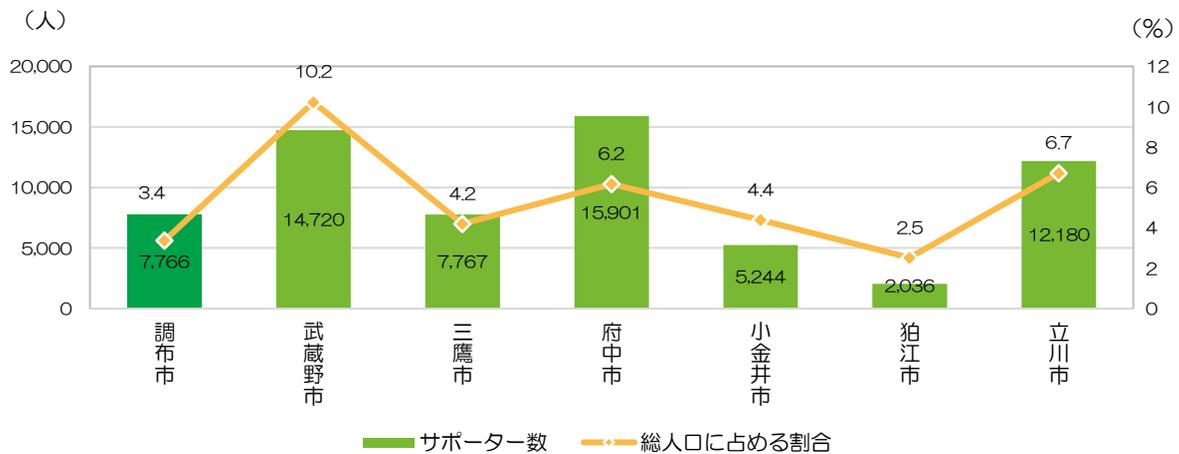
認知度は平成26年度から平成28年度まで50%前後にとどまっていますが、平成29年度は大きく上昇しています



資料：調布市民意識調査

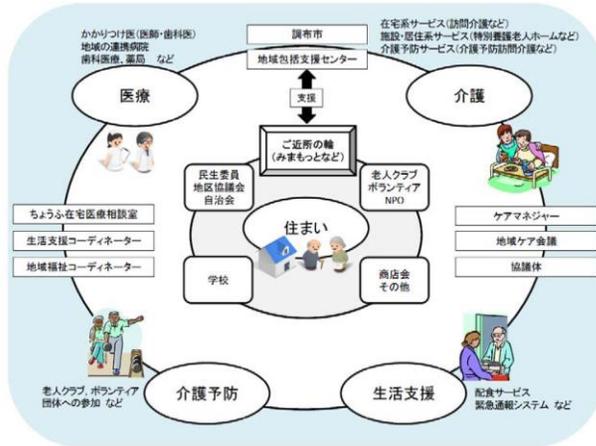
◆認知症サポーター養成者数

サポーター数は近隣自治体の中で平均程度ですが、人口に占める割合は2番目に少なくなっています



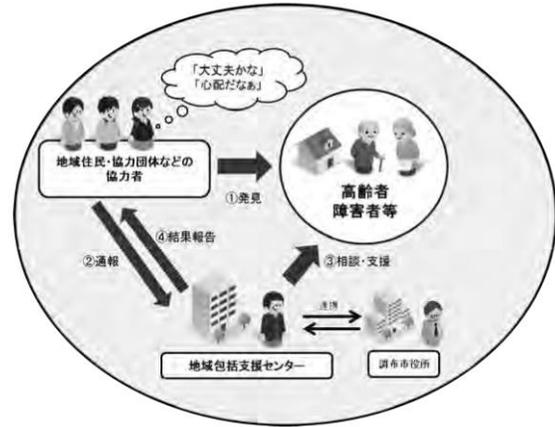
資料：全国キャラバン・メイト連絡協議会，認知症サポーターキャラバンホームページ

◆地域包括ケアシステムのイメージ



資料：第7期調布市高齢者総合計画

◆「みまもっと」(調布市見守りネットワーク)のイメージ



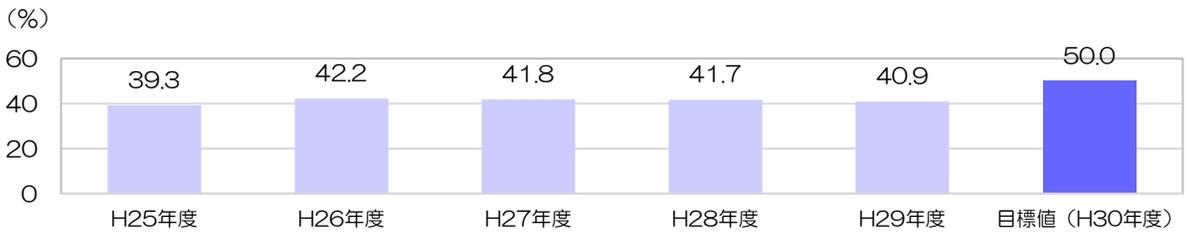
資料：第6期調布市高齢者総合計画

08-2

社会参加の促進及び健康づくりの推進

【まちづくり指標】健康ではりのある生活のため、趣味活動や地域活動に参加している高齢者の割合

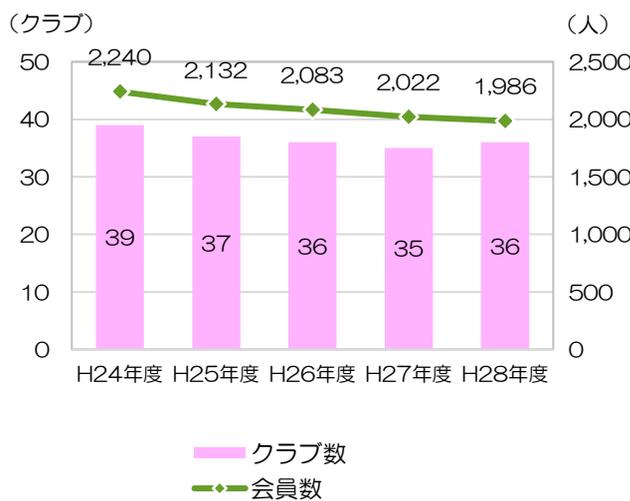
趣味活動や地域活動に参加している高齢者は40%前後にとどまっています



資料：調布市民意識調査

◆老人クラブ加入状況

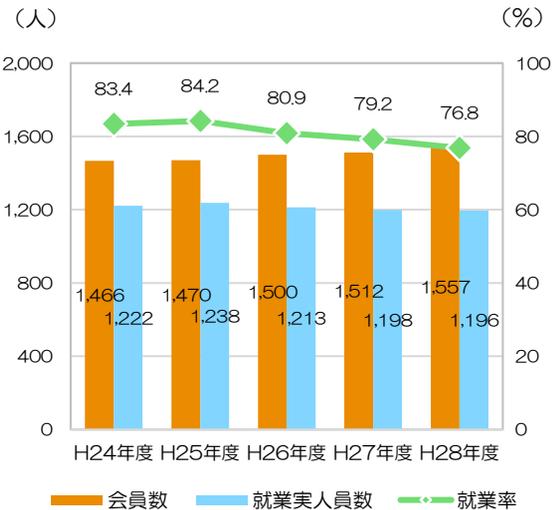
老人クラブ数及び会員数はどちらも年々減少傾向にあり、魅力ある取組の更なる情報の発信が必要です



資料：調布市事務報告書(高齢者支援室)

◆シルバー人材センターの就業状況

就業実人員数及び就業率は減少傾向にありますが、会員数は年々増加しており、就労場所の拡大が必要です



資料：高齢者支援室

08—3 介護保険事業の円滑な運営

【まちづくり指標】地域密着型サービス事業所数

平成28年度に事業所数が急増していますが、これは、平成28年4月に地域密着型通所介護（24箇所）が東京都から移管されたためです
引き続き、地域密着型サービス事業所の増設を目指します

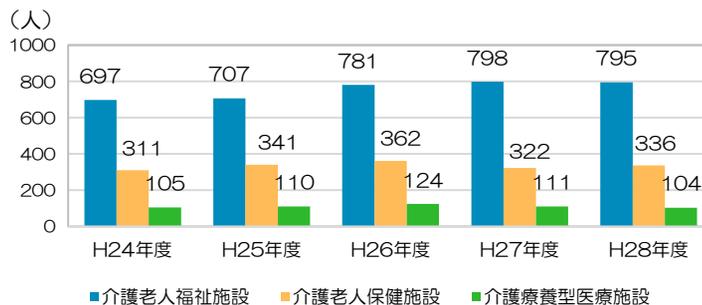
（箇所）



資料：調布市行政評価

◆老人介護施設入所状況

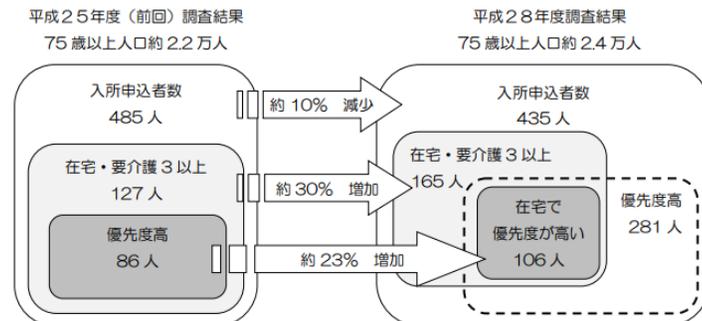
福祉施設の入所者は年々増加していますが、その他の施設は横ばいとなっています



資料：高齢者支援室

◆老人介護施設待機者の現状

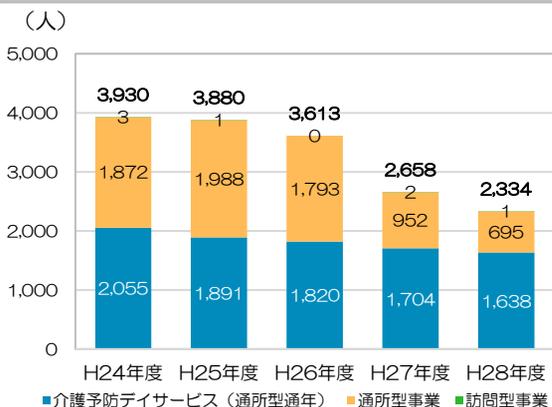
平成28年度は平成25年度より入居申込者数は減少していますが、在宅・要介護3以上及びその中でも優先度の高い待機者が増加しています



資料：高齢者支援室

◆介護予防サービス（訪問通所サービス）の内訳（延べ利用人数）

介護予防サービスの利用者は年々減少しています



資料：調布市事務報告書（高齢者支援室）

◆第1号被保険者（65歳以上の方）の基準月額保険料（近隣自治体比較，平成27～29年度）

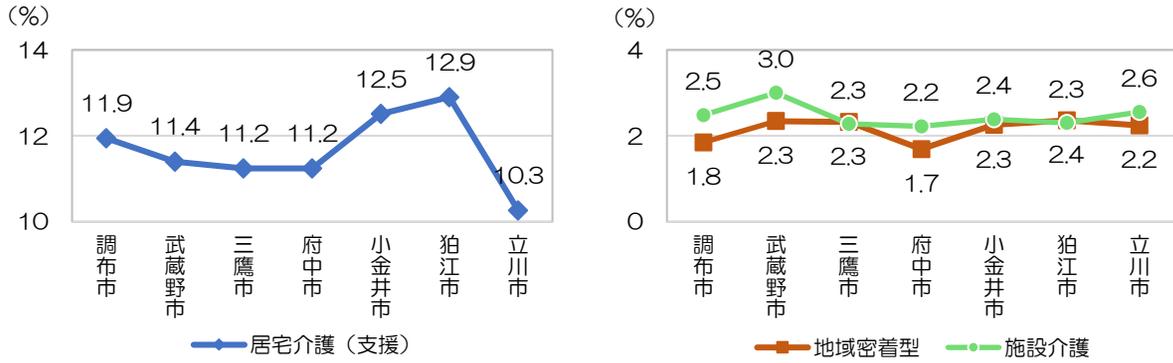
調布市は近隣自治体の中で小金井市と並んで最も月額保険料が低くなっています



資料：東京都ホームページ「第1号被保険者の基準月額保険料（第6期）」

◆サービス受給割合

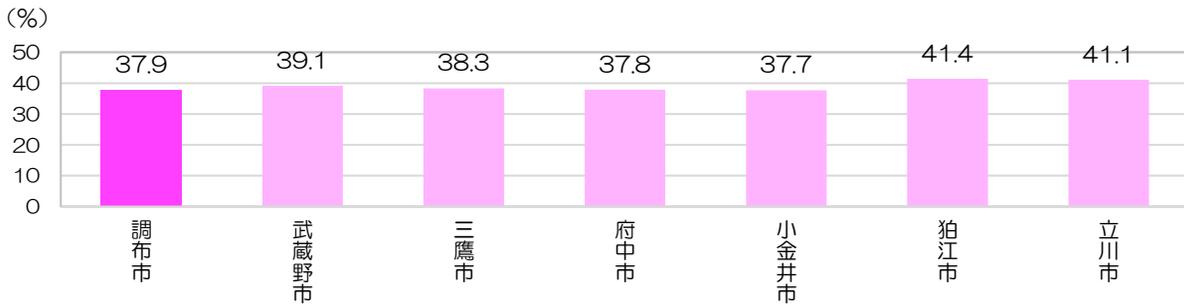
サービス受給割合は、近隣自治体のなかでおおよそ平均的となっています



資料：東京都福祉保健局総務部総務課「福祉・衛生統計年報」

◆介護保険における人口に占める第1号被保険者の割合（平成28年度比較）

第1号被保険者の割合は、近隣自治体の中で3番目に小さくなっています



資料：東京都の統計「住民基本台帳による世帯と人口」（平成28年1月1日現在）

多様な主体との連携事例

高齢者健康づくり事業

高齢者が認知症や寝たきりにならず、元気で生きがいを持って自立した生活が送れるよう、既存の商業施設等の営業時間外を活用して、健康づくり事業（いきいき麻雀、ティーポットサロン、飲食店活用ミニデイ、フィットネスクラブ活用事業、柔ちゃん体操教室、健康ウォーキング教室、いきいき将棋同好会）を実施します。市は、調布市高齢者健康づくり事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付し運営団体を支援します。健康ウォーキング教室については、地域カルテに基づく地区協議会からの提案事業として平成24年度から実施しています。



<高齢者健康づくり事業の様子>

【所管課】

福祉健康部 高齢者支援室

【協働のパートナー】

調布狛江麻雀組合、東京YWCA 国領、ソング布田、(公社) 東京都柔道接骨師会武蔵野支部調布地区、八雲台小学校 地区協議会、調布市将棋連盟

基本目標 3 だれもが安心して、いきいきと暮らすために

施策 09 障害者福祉の充実

目的

＜対象＞障害のある市民
 ＜意図＞安心して暮らし、社会に参加することができる

施策の方向

○障害者に、一人一人のニーズに応じた支援、ライフステージを通じた生涯支援を行い、共に暮らす地域社会の実現を目指す中で、その人らしい自立した生活の充実を図ります。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
障害者相談支援事業、こころの健康支援センターの相談利用者数	1,275 人 (H25)	1,275 人	1,362 人	1,515 人	1,590 人	-	1,500 人 (H30)
障害者就労支援センターの支援を受けている一般就労者数	160 人 (H25)	160 人	152 人	158 人	192 人	-	210 人 (H30)
調布市の障害者福祉施策の充実度 (上段：身体障害, 中段：知的障害, 下段：精神障害)	56.6%	56.6%	-	-	51.8%	-	65.0%
	63.5%	63.5%	-	-	59.3%	-	65.0%
	58.4% (H25)	58.4%	-	-	60.4%	-	65.0% (H30)
「調布市に住み続けたい」と答えた障害者の割合 (上段：身体障害, 中段：知的障害, 下段：精神障害)	95.6%	95.6%	-	-	94.5%	-	95.0%
	93.5%	93.5%	-	-	92.1%	-	95.0%
	90.4% (H25)	90.4%	-	-	89.9%	-	95.0% (H30)

その他

- 障害者就労支援センター「ちょうふだそう」の施設整備・移転（平成 28 年度）
- 市内 2 箇所目となる重度重複障害者グループホームの開設支援（平成 28 年度）
- 障害者余暇活動支援事業（ほりでーぷらん）の実施（平成 29 年度）
- 障害者グループホームの防災対策の整備（平成 28 年度）
- 障害者（児）施設における防犯対策の整備促進（平成 29 年度） など

■ 現状と課題

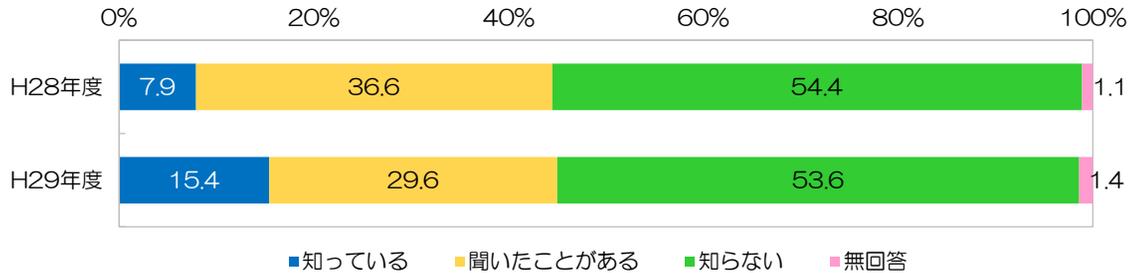
- 平成 25 年 4 月、障害者優先調達推進法の施行により、国や地方公共団体等が障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務が明記されました。市として、引き続き、障害者の自立に向けた就労支援を推進していく必要があります。
- 平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として掲げ、行政機関及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取組を求めています。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が平成 30 年 4 月に施行されます。新たなサービスとして自立生活援助、就労定着支援及び居宅訪問型の児童発達支援の創設、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用など、改正内容を踏まえた市としての取組を検討・実施する必要があります。
- 障害者就労支援センター「ちょうふだそう」及び就労支援室「ライズ」において、引き続き、障害者の就労支援や生活支援などの幅広い支援を実施していく必要があります。
- 医学の発達により、医療的ケアが必要な障害児（者）が入院から地域生活へ移行するケースが増加しているため、市内における医療的ケアの体制整備を促進していく必要があります。
- 重度重複障害者グループホームの運営支援、知的障害者グループホームの設置・運営支援を継続し、障害者が住み続けられるまちづくりを推進していく必要があります。
- 東京 2020 大会の開催を契機に、障害者スポーツの普及とともに、障害者への理解促進やユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図り、福祉のまちづくりを推進する必要があります。

■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

○障害者総合計画に掲げた「障害のある方とその家族への地域生活の支援」、「ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目ない支援」、「安心して住み続けられる地域の環境づくり」の3つの柱に基づき、支援体制を構築していく必要があります。

◆障害者差別解消法の施行を知っている市民の割合

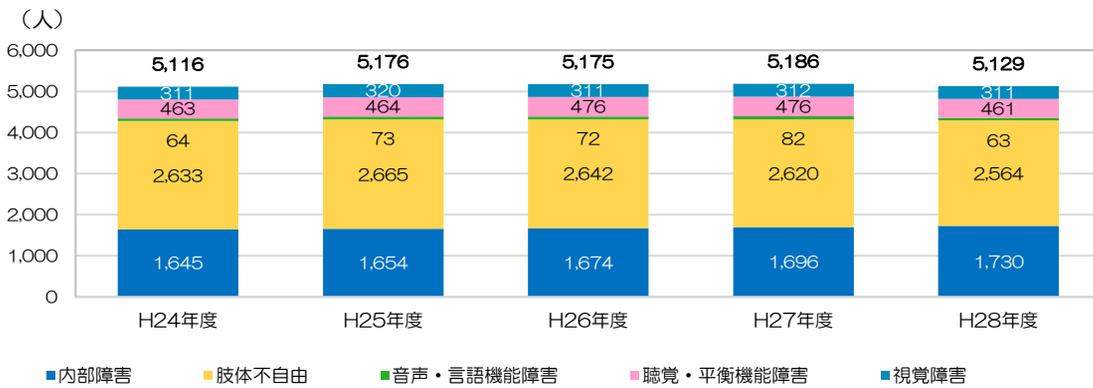
障害者差別解消法の施行を知っている市民の割合は、平成29年度は平成28年度より増加しています



資料：調布市民意識調査

◆身体障害者手帳保持者数

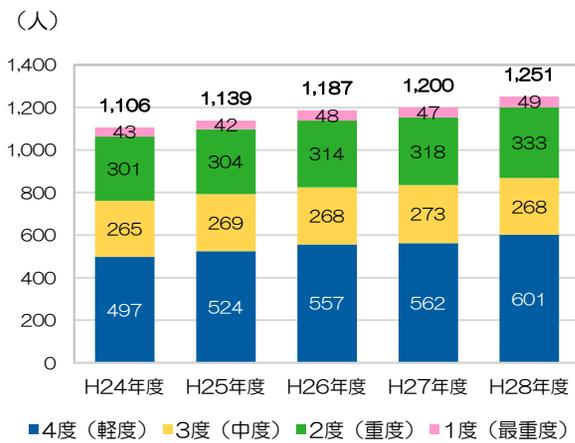
平成24年度から、ほぼ横ばいで推移しています



資料：調布市事務報告書（障害福祉課）

◆愛の手帳保持者数

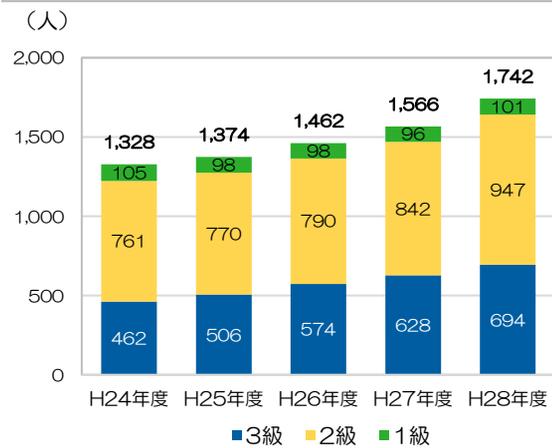
愛の手帳保持者は年々増加しています
特に4度（軽度）の障害者が増加しています



資料：調布市事務報告書（障害福祉課）

◆精神障害者福祉手帳保持者数

精神障害福祉手帳保持者は年々増加しています
特に2級及び3級が増加しています



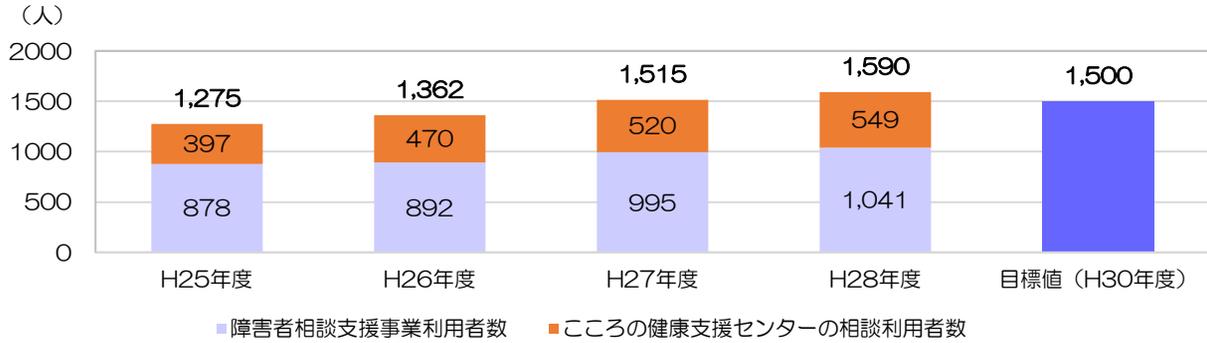
資料：調布市事務報告書（障害福祉課）

09—1

生活・相談支援体制の整備

【まちづくり指標】 障害者相談支援事業，こころの健康支援センターの相談利用者数

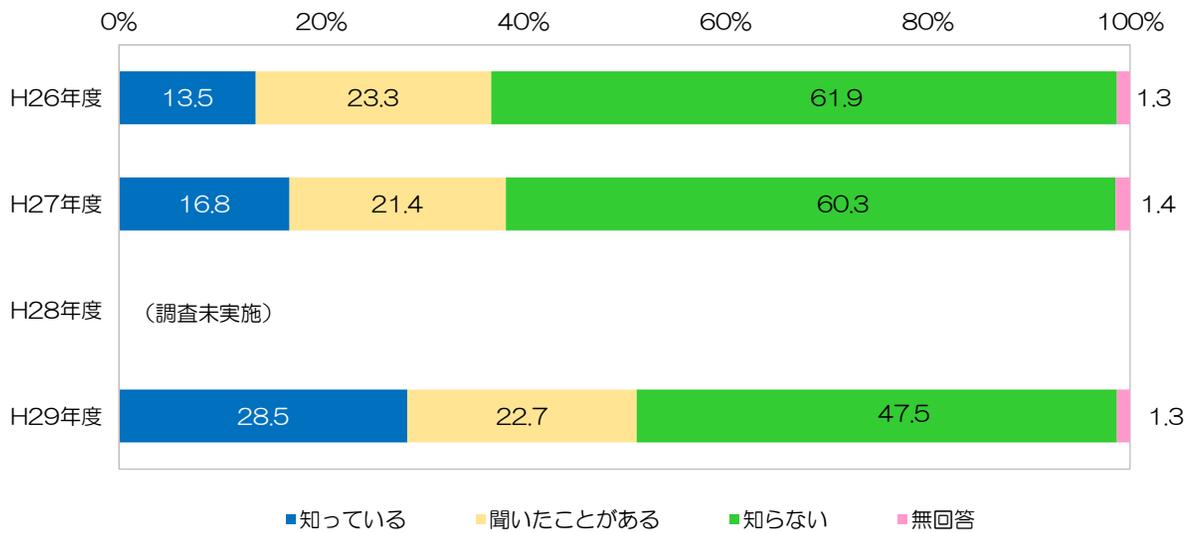
それぞれ年々増加しており、「障害者相談支援事業」の利用者は平成28年度に1,000人を超えています
「障害者相談支援事業」と「こころの健康支援センター」の利用者数を合わせると、平成27年度以降目標値を上回っています



資料：調布市行政評価

◆ヘルプカードを知っている市民の割合

平成29年度に「知っている」と答えた市民は、平成27年度と比べて増加しています



資料：調布市民意識調査

09—2

自立に向けた就労支援・社会参加支援

【まちづくり指標】 障害者就労支援センターの支援を受けている一般就労者数

平成 26 年度以降増加しており、平成 28 年度は平成 27 年度より 34 名多くなっています
目標達成に向け、引き続き職場開拓や就労定着支援を行う必要があります



資料：調布市行政評価

◆障害者のうち福祉施設での生活から在宅での生活へ移行できた人数

平成 27 年度以降、在宅での生活へ移行できた人は 0 人です



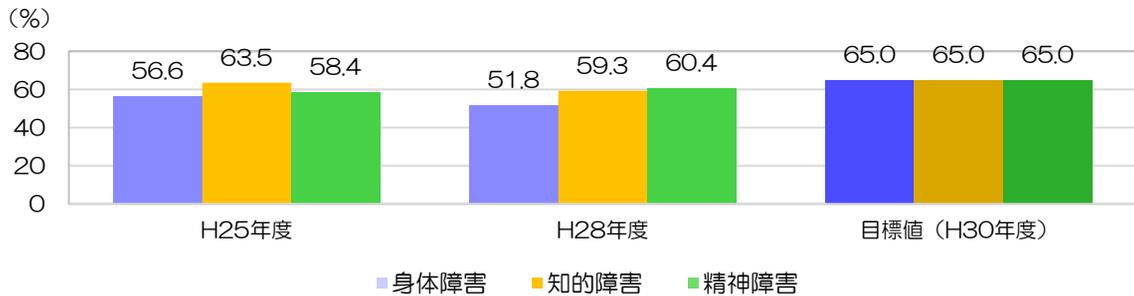
資料：障害福祉課

09—3

障害福祉サービスの充実

【まちづくり指標】 調布市の障害者福祉施策の充実度

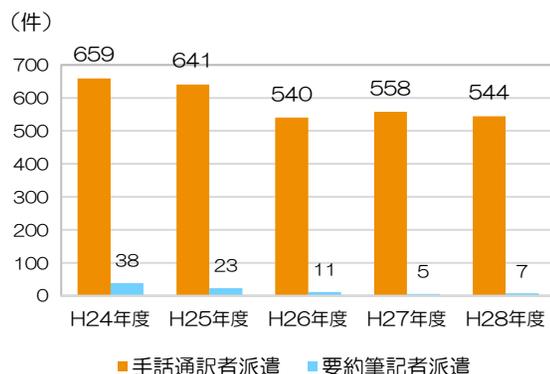
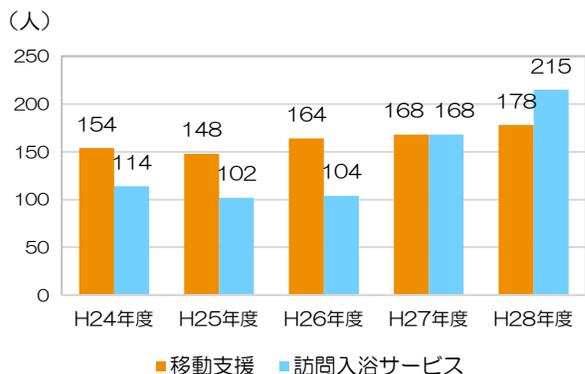
平成 28 年度は平成 25 年度と比較し、身体障害及び知的障害の充実度は減少し、精神障害の充実度は増加しました
どの区分の障害者も半数以上は市の施策は充実していると感じています



資料：調布市民福祉二一ズ調査

◆障害者訪問系サービスの利用状況

移動支援や訪問入浴サービスの利用者は年々増加傾向にありますが、手話通訳者や要約筆記者の派遣は年々減少傾向にあります

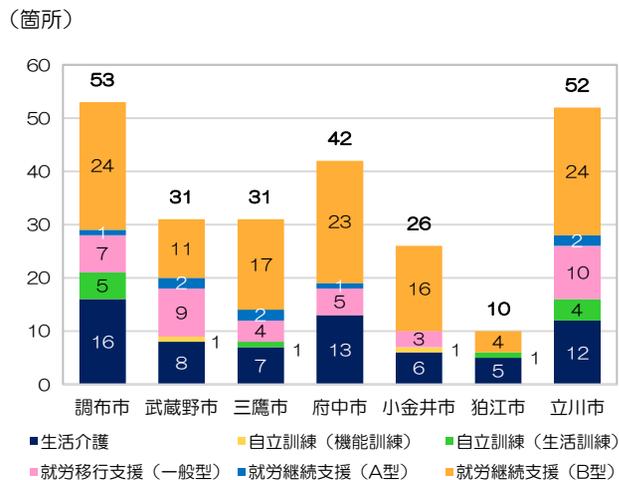


資料：調布市事務報告書（障害福祉課）

◆障害者日中活動系施設、障害児日中活動系施設

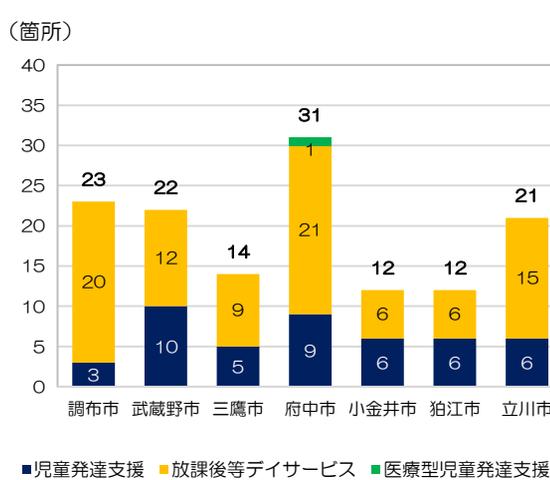
調布市は、近隣自治体の中で障害者日中活動系施設数は最も多く、障害児日中活動系施設数は2番目に多くなっています

障害者日中活動系施設数（平成29年10月比較）



資料：東京都障害者サービス情報ホームページ

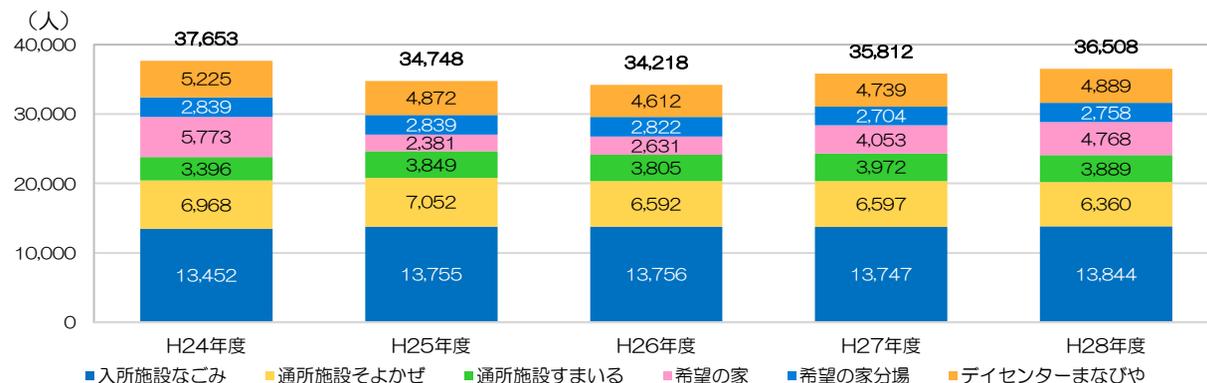
障害児日中活動系施設数（平成29年10月比較）



資料：東京都障害者サービス情報ホームページ

◆市立障害者支援施設の利用状況

減少傾向でしたが、平成27年度に増加に転じました

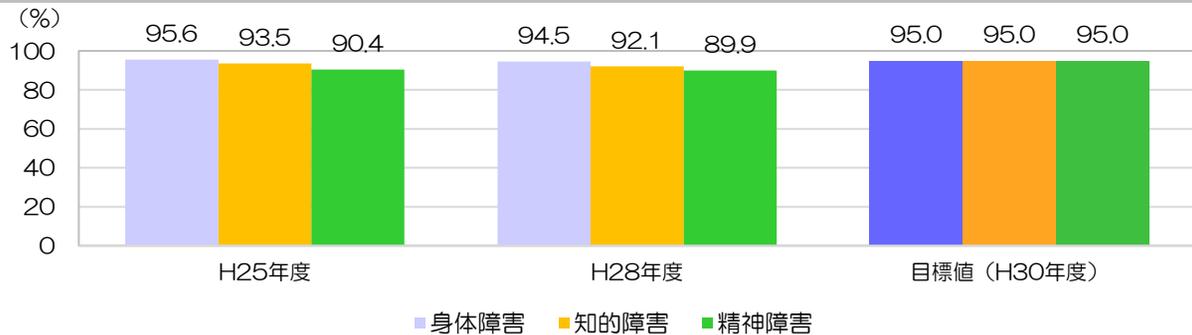


資料：調布市事務報告書（障害福祉課）

09—4 多様な居住の場の確保

【まちづくり指標】「調布市に住み続けたい」と答えた障害者の割合

平成 28 年度は身体障害，知的障害，精神障害ともに減少しており，障害者が住み続けられるまちづくりを進める必要があります



◆グループホームの利用者数

グループホームの利用者数は年々増加しており，平成 28 年度は平成 24 年度と比較し約 1.5 倍増加しています



多様な主体との連携事例

障害者福祉施設自主製品販売会「ほっとハート」

平成 22 年に東京都主催で，調布市，多摩市，府中市 3 市の福祉作業所が合同で新宿西口のイベント広場で開催したのを始まりとして，障害者福祉施設で作られたスイーツやパン，手工芸品などを販売する取組を行っています。また，共同受注にも取り組み，仕事の受注を増やし，工賃アップを目指しています。

【所管課】

福祉健康部 障害福祉課

【協働のパートナー】

調布市福祉作業所等連絡会



<オリジナル製品販売会の様子>

基本目標 3 だれもが安心して、いきいきと暮らすために

施策 10 セーフティネットによる生活支援

目的

《対象》生活困窮者、生活保護受給者

《意図》自立して生活をおくることができる、健康で文化的な生活をおくることができる

施策の方向

○生活保護制度の適正な運用により健康で文化的な最低限度の生活を保障します。また、自立に向けて継続的な支援を実施していきます。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
就労(増収)により自立した世帯の割合	6.1% (H25)	6.1%	8.0%	7.0%	2.9%	-	5.0%程度 (毎年度)

その他

○ワンストップ型相談窓口「調布ライフサポート」設置（平成 27 年度）

○子ども・若者総合支援事業「ここあ」による学習事業の開始（平成 27 年度） など

■ 現状と課題

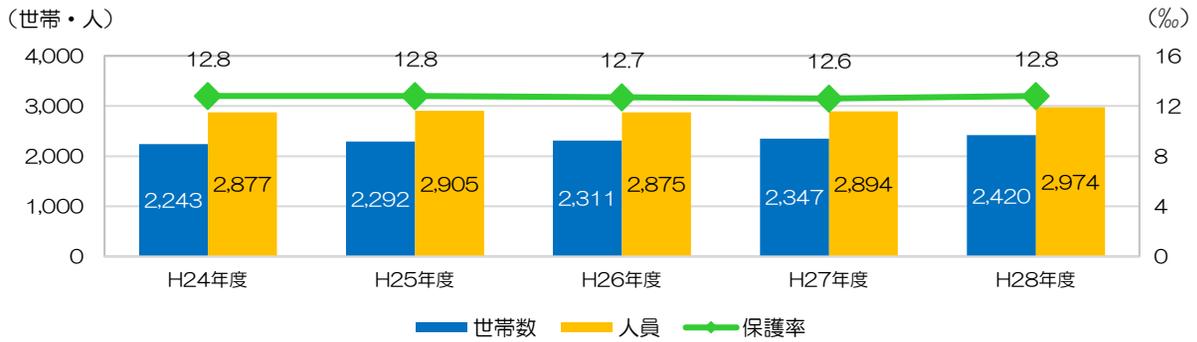
- 生活保護を必要とする世帯は、近年横ばい傾向で推移していますが、世帯類型別にみると、高齢化の進行等を背景に、高齢者世帯は増加し続けています。
- 調布市では、生活保護者の就労支援に重点的に取り組んでおり、就労に結びついた人数や自立した世帯数は増加傾向です。引き続き、「自立」の概念を広く捉えて関係機関と連携し、相談支援体制等の充実を図っていく必要があります。
- これまで「漏給防止」、「濫給防止」、「自立支援」を柱に適正な保護を実施してきました。今後も、国の動向を踏まえながら、適正な保護の実施に向けて、最低限度の生活を保障しつつ、自立に向けた支援をより一層図っていく必要があります。
- 生活保護世帯の子どもが大人になって再び生活保護を受給する貧困の連鎖の解消に向け、社会福祉協議会が運営する子ども・若者総合支援事業「ここあ」と連携し、子どもの社会的自立に向けた支援を図っていく必要があります。
- 平成 27 年度の生活困窮者自立支援法の施行に伴い設置した、生活保護を受ける前段階にある生活困窮者に対する相談・支援窓口「調布ライフサポート」において、個々に応じた支援計画を作成し、ハローワークや民間職業紹介事業者と連携を図りながら、就労支援や住居確保支援を行っています。

■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 生活困窮者に対して相談・支援窓口の周知を図り、関係機関と連携して適切な対応を実施するなど、生活困窮者の自立を支援していく必要があります。
- 庁内に常設したハローワークとの連携や民間事業者による就労支援事業を活用し、被保護者の自立を促進していく必要があります。

◆生活保護世帯数・人員数・保護率

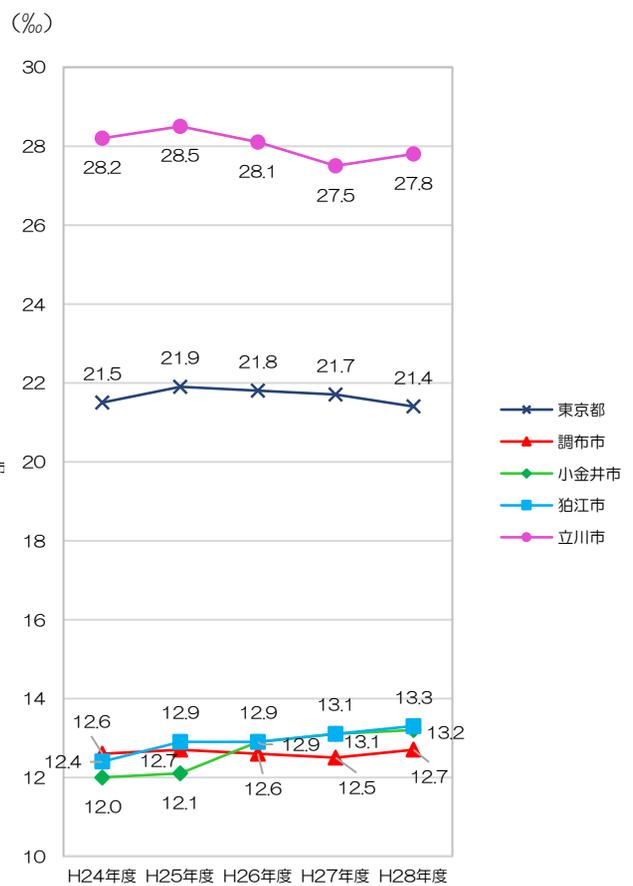
生活保護を受けている世帯数・人員数・保護率はどれもほぼ横ばい傾向ですが、平成 28 年度に微増しました



資料：東京都福祉保健局総務部総務課「福祉・衛生統計年報」
※各年年度平均値

◆保護率の推移

平成 28 年度において調布市は近隣自治体の中で最も保護率が低く、毎年度東京都の保護率よりも低くなっています



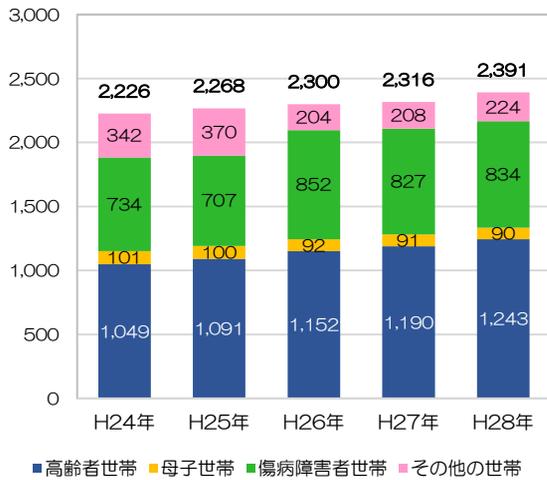
資料：東京都福祉保健局「被保護者調査年次調査結果」
※各年 7 月末時点

◆世帯類型別被保護世帯数

経年比較

高齢者世帯は年々増加傾向にあります

(世帯)

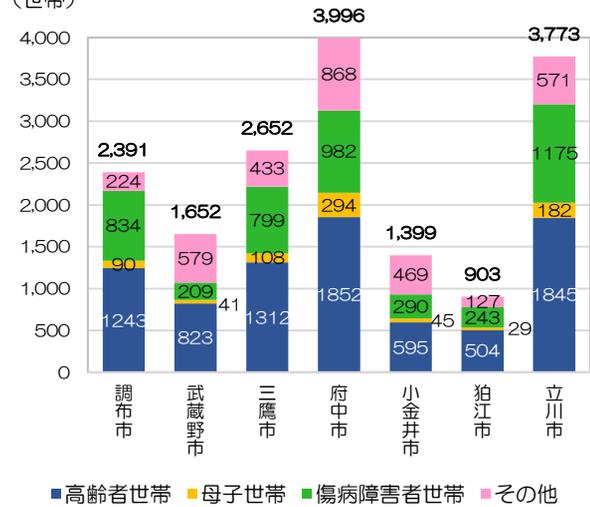


資料：東京都福祉保健局「被保護者調査年次調査結果」
※各年7月末時点

平成28年比較

近隣自治体の中で4番目に多くなっています

(世帯)



資料：東京都福祉保健局「被保護者調査年次調査結果」
※各年7月末時点

10-1

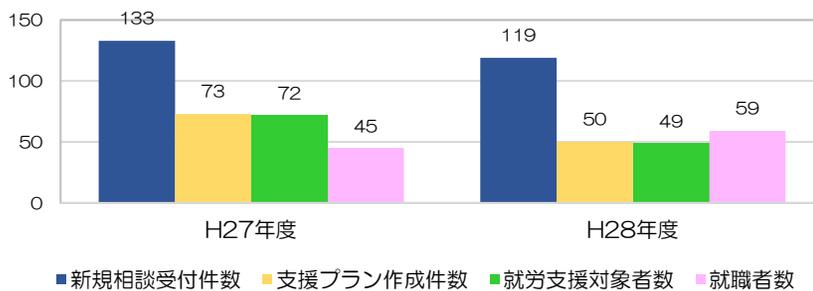
生活困窮者の自立支援

◆生活保護に至る前の生活困窮層

経年比較

平成28年度は平成27年度より就職者数が増えています

(件・人)

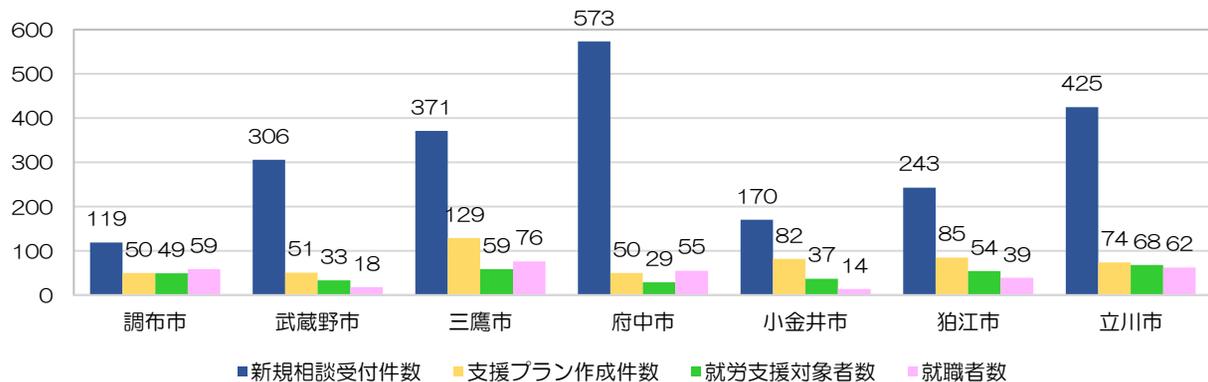


資料：生活福祉課

平成28年比較

調布市は支援プラン作成件数が府中市と並んで最も少なくなっていますが、就職者数は3番目に多くなっています

(件・人)



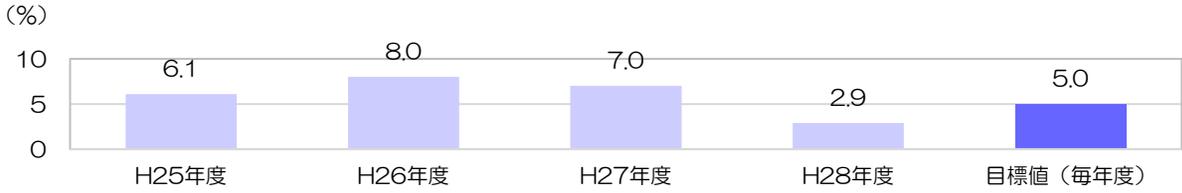
資料：「平成28年度生活困窮者自立支援制度に関する支援状況調査」

10-2

生活保護制度に基づく適正な保護と自立支援

【まちづくり指標】 就労（増収）により自立した世帯の割合

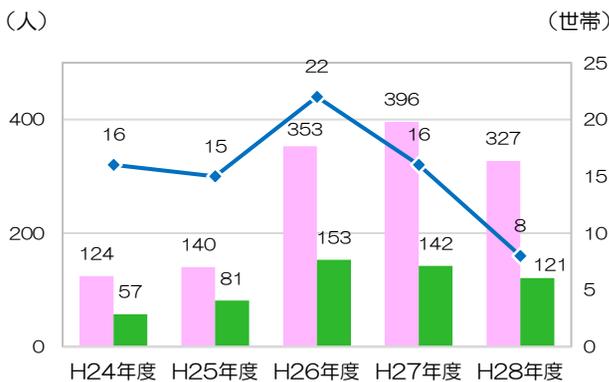
平成 27 年度までは目標値を達成していましたが、平成 28 年度は目標値を下回っています



資料：調布市行政評価

◆自立支援事業の実施状況

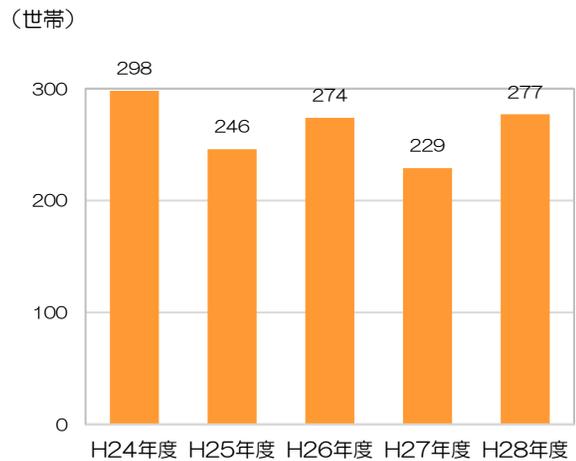
平成 26 年度から、就労支援活動を行った人は平成 25 年までの 2 倍以上増加していますが、就労に結びついた人の割合は減少傾向です



資料：調布市事務報告書（生活福祉課）

◆生活保護廃止世帯数

生活保護廃止世帯数は、毎年 200~300 世帯の間で推移しています



資料：生活福祉課

多様な主体との連携事例

生活困窮者自立相談支援事業（調布ライフサポート）

離職や失業等による生活困窮者を対象とした相談・支援窓口を整備し、相談支援員との相談を通して一人一人の状況に応じた生活支援を検討・実行し、生活困窮者の生活再建を図ります。

【所管課】

福祉健康部 生活福祉課

【協働のパートナー】

社会福祉法人 調布市社会福祉協議会



<「調布ライフサポート」パンフレット>